

ガイドライン運用面の見直し
ワーキンググループ
(環境社会配慮の方法)
「PPP F/S等へのガイドラインの適用」

日時 平成26年9月8日(月) 14:05 ~ 17:00

場所 JICA本部 212会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
田中 充 法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授
/ 社会福祉法人 共働学舎 顧問
松下 和夫 京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニアフェロー

JICA

< 事務局 >

宮崎 桂 審査部 次長
山邊 卓 審査部 審査役
長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮審査課 課長
柿岡 直樹 審査部 環境社会配慮監理課 課長
篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課
岩田 淳 審査部 環境社会配慮審査課

午後2時05分開会

作本主査 これから、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの第3回目のワーキンググループを行います。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は作本が進行役ということで、十分できないかもしれませんが、任を務めさせていただきます。

それでは、全体の進め方なんですけれども、まず、JICAさんの審査部のほうからお配りしているこの資料はありますか。いわゆる今日の一番メインの資料です。あと、それと2011年8月24日の助言委員会の運用目安の改訂についてというのが届いているかと思えます。あと、もう一つは皆様方からいただいたいわゆるコメントをまとめ上げたもの、プラス、あと一つ、谷本さんから追加でよろしいでしょうか、その資料があります。

宮崎 いえ、これは皆さんのコメントを集積したものです。

作本主査 集積したんですね。

谷本委員 こちらのほうにまとめたやつがあります。

作本主査 配られていますか。そうですか、ごめんなさい。

宮崎 回答入りのものとコメントだけのものになります。

作本主査 回答入りのものとコメントだけのもの……。それでは、よろしいですか。もう一回、こちらの既に読まれているかと思えますけれども、見直しの今日の資料についておよそご説明を簡単にでもいただけたらと思えます。

篠田 では、すみません、パワーポイントに従って事前に配付させていただいておりますけれども、一通り、今回の内容について説明をさせていただくんですけれども、この議題はもともとPPP F/S等案件の実現可能性や調査の熟度が高くない案件についての環境社会確認方法について、そういった熟度が高くない案件というような形でリストアップをさせていただいておったんです。ただ、今回のご指摘でもいろいろいただいているんですが、熟度が高くないといういろんな意味を込めてまいりますので、そこはもう少しどういうことかということをかみ砕いた形で説明をさせていただいているというようなことでございます。

具体的にはこれから岩田のほうで説明いたしますけれども、熟度が高くないという案件について、特にPPPインフラ事業でそのようなことが行われるんですが、案件の形成段階で調査が途中で終わってしまうとか、そういったケースが散見されまして、そういったことを想定しているのではないかというふうに我々のほうで想定して、これをつくり込んだ経緯がございます。

PPPインフラ事業のスキームについては、2011年8月24日付の皆さんに別添でお配りしている整理ペーパーがございまして、どのような形でこういうPPPインフラ事業が始まるにあたって、協力準備調査における環境社会配慮をしていくかというのをまとめた経緯がございます。これは皆さんのご記憶にあるかもしれませんが、いろんな

やり方があるので、一回、説明等、整理をしてくださいというようなお話があった中で取りまとめたものというふうに認識しております。

これについては今回、別に何か修正を加えたとか、そういったものではございません。ただ、ここで整理された内容をもう一回、整理してご説明することが、例えばPPPインフラ事業における協力準備調査における環境社会配慮の手順というのが一番よくまとまっているかと思っておりますので、これをおさらいするというようなことを考えてございます。その一方で、たしか日比委員だったかと記憶しておりますけれども、中小企業展開、海外展開スキームというのが新しくできたので、これがどのような形になっているのかというようなご指摘をいただきましたので、それについても今回、説明をさせていただくという、この二本立てになってございます。

我々の審査部というのは、ご存じのように環境社会配慮を中心にやってございまして、これら案件を実質的に動かしている業務主管部では残念ながらなくて、それぞれのスキームについての詳しい説明なんか一部でご質問をいただいているんですけども、我々で答えられる範囲でお答えさせていただくということをご了解いただければというふうに思っております。

以上、前提になりますけれども、ご説明の上、今から岩田から詳しく説明させていただきます。

岩田 審査部の岩田と申します。では、引き続き私から説明させていただきます。

まず、表紙がございまして本日の議題でございますけれども、今、篠田から説明がありましたとおり、主に二つございます。一つがPPPインフラ事業における案件形成の初期段階で部分的にしか調査ができない案件における環境社会配慮確認を助言委員会でいかに行うかという点、もう一つが新しいスキームであります中小企業海外展開支援については、どのように環境社会配慮を行っているのかという議題がございます。

それでは、まず、最初のPPPインフラ事業からご説明させていただきます。そもそもなんですけれども、PPPインフラ事業がどういうものかということですが、こちらはJICAのホームページにも記載されておりますPPPインフラ事業の定義でございますけれども、読み上げますと、PPPインフラ事業への参画を計画している本邦法人からの提案に基づき、円借款または海外投融資を活用したプロジェクト実施を前提として、PPPインフラ事業の基本事業計画を策定し、当該提案事業の妥当性・効率性等の確認を行うもの。こちらが定めている定義でございます。

PPPインフラ事業の場合ですと、ガイドラインの具体的にどこのものに記載されているかという説明でございますが、こちらはJICAガイドラインの1.7、対象とする協力事業のところがございます。こちらのガイドラインの箇所に該当するものでございます。それから、下の四角の囲いですが、こちらは先ほど篠田からご説明がありましたとおり、2010年3月に環境社会配慮助言委員会の運用目安というものが策定されております。基本的にはこの二つに沿って、PPPインフラ事業は行われているとい

うことになっております。

それから、先ほどのスライド2枚に関しましては、PPPインフラ事業の一般的なことのご説明でございますけれども、このスライド6以降に関しましては、PPPインフラ事業の場合、助言委員会をいかにに行っているかというところの説明に移らせていただきます。

PPPインフラ事業の助言委員会をかけるにあたって、まず、そもそもPPPインフラ事業の特性というものを押さえておかなばならないということを考えまして、こちらは主な2点を特性として挙げております。特性の一つとしては、想定される調査結果というものがございます。こちらはそこに記載されてありますとおり、調査の結果、実現性が必ずしも高くないものもあり得るという特性がPPPインフラ事業にはございます。それからもう一つ、段階別の調査というところ、ちょっとわかりづらいんですけども、案件の成熟度によってはPPP F/Sを実施している最中には助言委員会に付議しないという案件もございます。ただ、こちらの場合、PPP F/Sの最中に助言委員会に付議しないからといって、全く助言委員の助言を受けないというわけではなく、最後のほうにありますとおり、別途補完調査を行いまして、JICAガイドラインで求められている環境レビューまでの手続きを完了するというふうになっております。

これらの特性を踏まえまして、お手元にお配りしていますとおり、2011年8月に環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安というものが改訂されました。具体的にどういった点が改定されましたかといいますと、パワーポイントのスライドの青字・下線で記載してありますところが主な点となります。一つ前の環境社会配慮の結果を反映したスコーピング案と報告書ドラフトに対して助言を行うというところ、もう一つは案件形成の初期段階で部分的にのみ行う場合につきましては、調査内容に応じて助言を行うというふうなことが改定されました。

字面でありますとわかりづらいんですけども、これを図にあらわしますと主な3パターンに分かれます。上から見ていきますと、一番多いケースではPPPインフラ事業の場合にはスコーピング案の策定には至りませんので、その場合、別途補完調査などを行った際にスコーピング案とドラフトファイナルレポートに関しまして助言委員会に付議しまして、助言を得ることとしています。それから、真ん中のケースですけれども、こちらはPPPインフラ事業の中でスコーピング案の策定はできるので、スコーピング案のワーキンググループには付議をするんですけども、その後、DFRの策定にまでは至りませんので、DFRの助言委員会に関しましては、別途補完的な調査を行った際に付議することとしています。それから、一番下のケースですけれども、こちらはPPPインフラ事業の中でスコーピング案とDFRまで策定できるので、両方とも助言委員会にかけるというようなケースでございます。主にこのような3パターンに分かれております。

次に、中小企業海外展開支援スキームに移らせていただきます。中小企業海外展開

支援スキームとはということ、どういったものかということに記載しております。一個一個文章がありますので読み上げはしませんけれども、案件化調査と普及・実証事業と中小企業連携促進基礎調査というこの3種類がありまして、この3種類がJICAガイドラインの適用対象事業となるか否かということを紹介させていただきますと、案件化調査と普及・実証事業に関しましてはJICAガイドラインを適用して、適切な環境社会配慮を行っていくというふうにしています。それから、中小企業連携促進基礎調査に関しましては、あくまでこれは提案企業が現地での情報収集を行うことが主な目的でありますため、JICAガイドラインの適用とはしておりません。

これは、このような運用方針とさせていただきます。

これらの点を総括しまして、よくある質問集というふうなことで問いと回答を作成しましたが、問いとしましては、協力準備調査（PPPインフラ事業）及び中小企業海外展開支援スキームは、JICAガイドラインが適用されるのですかという問いに対しまして、回答としましては、協力準備調査（PPPインフラ事業）、それから、中小企業海外展開支援スキームに関しましては、案件化調査と普及・実証事業は環境ガイドラインの対象としております。また、先ほど説明でも申し上げましたとおり、案件の成熟度というところとわかりづらいくはありますが、環境社会配慮面の情報収集がきちんと行われているか否かということに依りまして、JICAは適切な環境社会配慮確認を行うというふうにしております。

それから、一応、その他として補足でご説明させていただきますが、民間連携の事業ではないんですけれども、円借款の事業も例えばそこにありますインドネシアのジャワ高速鉄道などでも、案件の性質に依りまして前半部分が基礎情報収集でありますので、この時点では助言委員会の対象としておりませんが、後半の本格的なF/S調査に入った段階でスコーピング案とDFR案の助言委員会に付議するというふうな形の案件もございます。こちらはあくまで参考までにご提示させていただきました。

以上、簡単ではございますが、スライドの説明とさせていただきます。

篠田 ちょっとだけ補足をしますと、まず、PPP F/Sについてのご説明はいろんな観点からご説明ができるかと思うんですけれども、審査部の特に環境ラインの観点からいきますと、情報が充足して皆様へ助言をしていただける段階にあるかというのは、我々にとっても非常にクリティカルなものでございますので、そのような観点から助言の付議ができるかどうかというような観点からご説明をさせていただきます。それが一番わかりやすいかなというふうに思っています、ご説明させていただきます次第です。ですので、成熟度が不十分か、成熟度が低いというのは、皆様はまだお示しできないくらい情報が集まっていないようなものというようなご認識をいただければ、的確にわかりやすいのかなというふうに思っております。

また、今、ご説明した中小企業海外展開支援事業、これは三つあると申し上げましたけれども、これは助言委員会の皆様にご説明するのは初めてかなというふうに思っ

ております。これはそもそも2012年3月に日本政府によって中小企業海外展開支援大綱なるものが改訂されまして、これでオールジャパンで支援をしていきたいと思いますという中にJICAも含まれたということです。それから基本的には外務省の委託事業として当初はスタートしておったんですけれども、2014年から全てのスキームではないんですが、ここの三つのスキームについてJICAが我々の予算として、外務省からの委託事業ではなくて我々の予算として実施が始まったものでございます。

こういった新しいスキームなんですけれども、基本的にここにも書いてあるんですが、多分、ホームページなんですけれども、目的のところを書いてありますとおり、日本の中小企業が有するすぐれた技術と製品を途上国の開発に活用し、開発課題の解決に貢献することが目的ということになってございまして、基本的には我が国のすばらしい技術をどこか、開発や貧困削減なりというところを達することができるのではないかというような考えに基づいてこういった支援スキームがありまして、環境に大きな負荷をかけるというような事業の実施というのは想定しておりません。

実際にわかりやすく言ってしまうと、カテゴリA案件については採択しないと、こういったすぐれた技術を展開するといっているにもかかわらず、カテゴリAのような非常に甚大な環境影響を考慮しなければいけないような事業というのは、採択しないということを明確にしております。その他案件についても基本的には例えば公害が今、出ている事象に対して、こういった製品を入れると公害が小さくなるとか、そういった観点はございますけれども、ほとんど環境に影響を及ぼすというようなことは、想定していない事業というようなことで想定をしております。

先ほど申し上げたとおり、とはいうものの、そういう公害とか、そういった現状悪いところに何かを持っていくとか、そういったことも想定されますので、広く網を張るという観点からガイドラインの適用にしている、実際に実施するスキームについては適用にするということにしております。

あと、最後に岩田が述べた二つの段階に分かれているものというものがございましたけれども、基礎情報収集調査というような言い方をさせていただいておりますけれども、これは中小企業スキームの中にも基礎情報収集というのがございましたが、基本的には何かをF/Sをやったりとか、そういったものではなくて、中小企業展開で例えば市場の調査だとか、その国が一般的にどのような形になっているのかというようなことを調査するためのもの、また、ご記憶にあるかもしれませんが、インドネシアのジャワ高速鉄道の場合は特に高速鉄道という非常に大きな政治的な案件でもございますので、そういった合意形成をするコンセンサスを図るために必要な情報を得る必要があったので、前段でそのようなことをやって、後段で実際のF/Sを行うというような立てつけにしております。前段はスコーピングなりをやる段階ではございませんでしたので、後段でこのような助言委員会を開催させていただくと。前段、後段と言いましたけれども、これは一つの案件でございまして、適切な時期に助言委員会を開

催していると、そういったものでございます。

いずれにしても、PPP F/Sでも三つの段階に分かれるというふうに申し上げましたけれども、何か別に助言委員会をスキップしているとか、そういったことではなくて、情報が揃った充足した時点で助言委員会にかけますと、そういった手続きとなっていると、そういったことも今回、ご確認いただければ議論がスムーズにしていいただけるかなというふうに思っております。

すみません、長くなりましたが、以上です。

作本主査 どうもありがとうございます。

事務局のほうからの説明は今、いただいたとおりです。では、何か今の説明に対して、まず、個々の質問に入る前ですけれども、ご質問があれば、あるいはコメント等があれば。ワーキンググループの皆さん、先ほどのご説明に対して質問等があればどうぞ。なかなか、PPPというのはわかりづらいと思うんです。私自身もなかなか知識がないものですから。

篠田 結構、ワーキンググループをやっていると、委員の皆様からPPP F/Sは何か特別なのかとか、環境社会配慮についてやり方がよくわからないというようなコメントをいただくこともございまして、今回、こういうことで一つ議題に上げると意味があったのかなというふうに思っております。

作本主査 官民連携のことですね。パブリックプライベートパートナーシップという意味がこのPPPですから。

篠田 非常に簡単に言えばそういうことです。

かつ、普通の案件ですと、途上国側から要請をいただいて基本的には案件をやるものなんですけれども、これは企業の提案型ということになっているところが特徴的かなというふうに思います。

作本主査 いかがでしょうか。何かコメントとかご質問、今の説明に対してですが、あればよろしくをお願いします。

谷本委員 一ついいですか。根本として我々は考えを整理しておいたほうがいいと思うんですね。PPPですか、中小企業はいいと思うんです。これはあくまでやり方の問題で、JICAさんがやられるのは要するにODAの枠組みの中で、開発途上国で行われる開発事業への支援ですよね。ですから、実施の主体が相手国政府なり、あるいはその他であり、公的な組織であり、あるいは民間企業等、実施の主体はいろんな形があるんでしょうけれども、忘れてはいけないのは開発事業を行っていること。相手国でというか、援助を受け取る国で行われるという。それに対してJICAがODAで支援をすると。これをきちんと言われたらいいと思います。

ですから、その一環としてPPP、民間企業が要請をするという意味で提案をするというのもありますし、中小企業の日本の素晴らしい技術を別に売り込みというのは言葉が悪いでしょうけれども、途上国で使っていただくというのも一つのスキームとし

であると。それをきちんと示されたらいいと思います。ですから、キーワードを申し上げますけれども、開発事業を援助受取り国において、そして、JICAが支援すると。それが日本の税金でありますと日本国民に、これをきちんと整理されたらいいと思います。ちょっと根本の話をしましたけれども、こういう点を明確にされたら、それこそ我々税金を払っている立場として、そうなんだと理解できると思います。

作本主査 ありがとうございます。

今、考え方の出発点なんですが、開発事業を日本のJICAを通して支援するんだというところにつなげるという考え方を今、ご議論いただきました。ただ、開発というもののいろいろあり方が変わってきているんですよ。途上国で本当に貧困からの開発もあれば、今のようにさらに都市化して企業を伸ばしてあげるとか、いろいろ、開発の内容も変化してきていますから、そこは各国のそれぞれに合わせてということになってくるんじゃないかと思うんです。開発事業の内容も変わってくると。

篠田 この点についてはおっしゃられるとおり、相手国での開発事業というのはもちろんのことでございます。幾つか例えばPPP F/S事業であれば、対象となる事業の要件というのがございまして、途上国の経済社会開発、復興や経済の安定に寄与する事業である、そういった前提であること、日本政府のまたJICAの方針、相手国政府の開発計画等に沿った事業であること、円借款、海外投融資を活用する見込みがある事業であること、これはJICAのスキームですから、こういったものが入っていて、あとは建設及び運営を含むPPPインフラ事業であり、提案した当該企業が事業への投資の形で参画予定であること、提案した企業が入らないというのは事業としては成り立ちませんよと、こういったことをホームページでも十分わかるように列記してございます。

実際にPPPインフラ事業での例ですけれども、必ず相手国企業は先方政府または先方の国において企業連合を組むわけですけれども、そのサポートレターを必ず取りつけることということになっておりまして、これはイコール政府ではないんですけれども、相手国または相手国の開発に資するような事業で、こうなっているものからの同意を必ず得ることという形になっております。ですので、今、谷本委員におっしゃっていただいた開発というところから外れることはないよというところは、しっかり見るということになってございます。

作本主査 ありがとうございます。今、開発についても一応の考え方が整理されているということでお伺いしました。

それでは、ほかの方からまたコメントを。

田中委員 個別のやりとりは後でやるとして、私も同じような問題に関心があってここにも書いたんですが、PPPインフラ事業の事業の特質、こちらのガイドラインを考えたときから、つまり、協力案件に対してどういう特質があるかということ整理しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。その上で、初期段階でしか関与できな

いとか、あるいは逆に言うと、事業案件が成熟した段階でしか関与できない、そういういろんな案件があるようなんだけど、PPP案件の場合はどういう手順によって、計画フローにより作成されて、どのタイミングでJICAがかかわり得るのか。そういうPPP案件の特質と計画策定手順、そしてJICAのタイミングというんですか、そういうものを一回、整理しておく、ここに助言委員会がどうかかわるかという意味合いが、スタンスがわかるのではないかと思います。ぜひ、そこは整理していただくといいんじゃないかなと思いました。今、口頭でもPPPの要件というのをおっしゃってくださいましたけれども。

篠田 ありがとうございます。

おっしゃられるように、そこを明確にすることによって、特にさらに審査部がまたは助言委員会がどういうふうにかかわっているかというのが、明確になるというご趣旨だというふうに理解しております。ただ、冒頭も申し上げたところなんですけれども、実はPPPインフラ事業は我々が独自にやっている事業ではなくて、業務主管がまた別におりますところで、そういった部署がいろんなチャンネル、例えばホームページ等を通じて整理をしておるところですので、そういったところと連携しながら整理に努めるという形にさせていただければというふうに思っております。

PPPインフラ事業と言いながらも、基本的にはPPPインフラの場合はF/S事業になりまして、協力準備調査の形をとってございますので、かかわり方の基本的な考え方はほかの円借款の事業と一緒にというふうに認識いただければよろしいのかなと。ただ、一方で、先の議論で出てくるかと思うんですけれども、企業の提案型であるために途中で企業さんが事業を取り下げるといったこともケースとしてはあり得ます。これは非常に顕著な例ですけれども、例えばある国である公共事業をやりたいというふうに提案してきた企業さんがある国の入札にかかって、そこで負けてしまいましたと。そうしたら事業権はもちろんないわけですから、その時点で企業としての事業権はなくなって、事業を形成する意味がなくなるというケースが往々にして発生する、そういった場合に途中で調査を中止せざるを得ないというようなケースがあります。

作本主査 私は似たようなケースで質問させてもらったんですが、その場合でいくと提案した企業が倒産することもあり得ますね、吸収合併、そんな場合にはいろいろあり得るんでしょね、今、ここで答えは。

篠田 厳密に言うと、そういうことになるかとは思いますが、提案企業さんがどういう企業であるかというのは、提案時点で見せていただいておりますので、そこを総合的に判断しているというふうにお考えいただければとは思いますが、先ほど申し上げた、残念ながら案件が途中で終わってしまうケースもありまして、それが円借款の普通のF/S事業とはちょっと違う点かなというふうに思います。円借款の場合は相手国政府と、何回も申し上げているところですが、長いことをかけて話し合いをして案件を形成しているわけですから、その案件が立ち消えてしまうというぐ

らの精度のもので協力準備調査なり、詳細な調査を打つというのはあまりやらないというふうに認識してございます。一方で、企業提案型のほうはそういった残念ながら入札に負けてしまうと、そういった国際競争入札ですので、そういったケースはありますので、その辺が普通の案件とは違ってくるというようなところ です。

作本主査 もう一つ一般的というか、全体にかかる、今、お話を聞いていて私からの質問で申しわけないですけども、企業が提案する場合に企業側のリスクだとか、企業の当該案件での収益率だとか、そういうことをまず考えますよね、よかれただけでは仕事はされない。そんなところは見るというか、物差しというか、考え方みたいなものはあるんでしょうか、一般的に。

篠田 我々が実は採択にかかわっているわけではないので、詳細を存じ上げているわけではないんですけども、その上で聞いていただきたいんですけども、もちろん、税金を投入して調査をしますので、全く根も葉もないような事業に対してやるわけにはいかないということになるかと思えます。一方で、PPP F/Sというのは官民連携で提案企業にも資さないと、提案企業自体が潰れてしまうということもござい ますので、収益性というのはしっかり見るということになります。それはPPPインフラ事業を採択する際も、もちろん、検討していますし、その先で海外投融資を実際にJICAが行いますといった際はより厳密に見ていると、協力準備調査の結果なりを踏まえてJICAのほうで審査をしっかりとやっていると、そこは事業性の審査というところになりますけれども、やってございます。

作本主査 ほかの方はいかがでしょうか。入り口の部分で時間を割いているのは、なかなかPPPの現場の感覚はわかりづらいものですから、個々の質問に入る前にということ で。

田中委員 ここでいう公共事業という、いわゆる政府部門と民間部門といった場合に、民間は企業側の提案ということで、収益的な事業のところへ民間が関わります。その前後というか、それを含む全体を政府がやります、公的部門がやりますと、そういうパートナーシップを組むわけですが、そのときには企業側の提案というのは例えば相手国の行政部門と話し合いの上でそういうものをつくってくるんでしょうか。そこまでは調整しないで提案してくるものなんですか。どこまで煮詰めてくるもの んでしょうか。

長瀬 そこはケース・バイ・ケースなので、例えば資料の中で記載したようにわかりにくい表ではあるんですけども、PPP F/Sに入る段階ではスコーピングにすぐにもできるような案件もあれば、逆にそれすらできないような段階のものもござい ますということです。若干、この表で誤解を招くかもしれないのは、今、篠田が説明したみたいに実は途中で立ち消えになる事業、立ち消えになる調査というのもござい ます。なので、何かスコーピング案ができなかったから必ず補完的調査をやるとか、DFRの部分についてのみ、また、補完的調査をやるとか、そういったわけでは実はな

いということです。事業として本当にそこで終わっちゃって、事業権を入札で負けたので、そこで調査として終わりということも結構あるということです。そこら辺がそれこそ円借款なんかの世界とは随分違うということでございます。

作本主査 僕も同じことを考えて……それは企業側の都合ということですね。ODA側の都合でついていたものが立ち切れになるという意味ではないんですよ。

長瀬 企業側の都合ということがかなりのウエイトを占めます。私どもの主導で提案しているわけではないので。

作本主査 わかりました。

宮崎 相手国のPPPの精度が、成熟度が、成熟度という言葉を使うとまた混乱するんですけども、PPPに慣れていない国があったりしますと、JICAの支援しているPPP F/Sの中で役割分担を詰めたとしても、それがそのままいくかどうか分からないですし、法律があっても、その運用があまりなされていないと、そのとおりにいかないこともありますので、民間側の都合もありますし、相手国側の都合もありますし、両方ともうまくいかなくなる要素はあるというふうに思っています。

作本主査 PPPの法律ってアジアの国でつくっているのが結構見えますよね。

宮崎 今、作っているところが多いですし、JICAも支援していることが多いですけども、まだまだ良い案件が実現している例は多くありません。

篠田 ちょっとだけ補足して混乱させてしまうと申しわけないんですが、PPP F/S事業はその国にとって根幹のインフラ事業というのが多いですから、それで事業者の都合で立ち消えてしまいましたと、それでほかの事業者がしっかりやりますという場合は、どこの企業かわからないですけども、その場合はそのままほかの企業がやるということになると思うんですが、何らかの理由で立ち消えてしまって、それでも、公的にその国としても重要なインフラなのでやりたいですといった場合には、改めて我々に要請があって協力準備調査をやるケースもあります。

その場合は、もともとカテゴリAでしたらそのままカテゴリAになりますので、途中で終わった調査の結果をいただいて、JICAのほうで改めてもう一回、調査をして必要な段階から助言委員会の皆様にお諮りをするというようなケースもございます。その場合はもとの調査を生かした形でやるということになりまして、こちらはどちらかというと円借款の形成と、また、無償資金協力になる場合もあるかと思いますが、そういった形で活用するというようなこともございます。なので、立ち消えてしまったから完全にゼロというケースもございますし、そこからまた新たな目が出て、円借款または無償資金協力として形成されるというケースもございます。

田中委員 そこなんですよ。PPPインフラ事業の場合にJICAのかかわり方がどうなのかと。つまり、環境社会配慮助言委員会のコメントはJICAに出す、JICAがそれをどういう形で活用されるのかということです。今、言ったように提案企業とそれから相手企業連合と、それから相手国政府というんですか、公的部門があって、そして、

JICAが特に提案企業に対して支援をする。そして、事業そのものが一定程度、進捗するように努力をする。そうしたときに、JICAの今言った助言あるいは提案、助言委員会が出すものはどこに連携されるんだろう、伝わっていくんだろうか。そういうことです。

篠田 基本的な非常にざっくりとした考え方でいえば、円借款の協力準備調査と大差はないというふうにお考えいただければいいかなと思います。普通、円借款の場合は協力準備調査をコンサルタントの方が実施しまして、コンサルタントが調査の上、報告書を取りまとめます。それが企業連合、提案企業が調査をして取りまとめるということになります。その先といたら変ですけども、調査する相手国においてパートナーとなる企業ですとか、例えば電力案件でいえば電力会社とか、パートナーとなる実施機関がおりまして、そこが相手国ということになります。調査の中でいただいた助言は基本的に反映をされる、また、ドラフトファイナルレポートというのもでき上がりますので、そこで反映されるということになります。もちろん、反映されるにあたっては先方の実施機関と合意をするというようなことが考えられます。

ここもちょっと特徴的かとは思いますが、環境社会配慮に関しては国によって誰が主体になるのかというのが違っていて、例えば社会面については多くの国でそうなんですが、相手国実施機関なり、相手国が面倒を見ますよという場合は、相手国に申し入れが必要、一部の例えば環境管理計画とか、環境部分について提案企業が責任を持ちますといった場合には、その提案企業にしっかり、そういった計画をつくってもらおう。そういった違いはありますけれども、皆さんからいただいた助言、または我々が指導する部分については計画に反映されると、かつ相手国もしっかりそれを遵守した形で進めるということになります。

田中委員 わかりました。少し安心というか、つまり、事業そのものに内在的であれば環境対策だとか、環境配慮であれば、仮に企業連合であっても、企業側が主体であっても、それは取り込むということになると思うんです。つまり、社会配慮みたいの間接的に、あるいはある程度の公権力的なものを用いないとできないようなものというのは、提言しても限界があるんじゃないか。そんな懸念があったものですから、どんな形で活用されるかなと思ったんです。わかりました。

作本主査 今の田中委員のおっしゃるとおり、社会的な配慮のときには必ずしも公害防止だけの規制的なやり方ではうまくいかないことが多いんです。何かしら、相手国政府の公権力という今、言葉を使われましてけれども、そういうものと使い合わせながらいかないと対応できないことがありますよね。

篠田 基本的にはPPP F/S事業を採択するということは、その事業が将来的に海外投融資に事業として成り立つということが前提になってございますので、それはすなわち、JICAの投融資を受けるということになります。JICAの投融資を受けるというのは環境レビューをしっかり行う必要がある、JICAのガイドラインに即した形になって

いるというのが原則ですので、相手国なり、実施機関なり、相手国企業なりを通じてJICAのガイドラインの理解とその遵守を求めるという形になります。そこについてはほかの円借款事業と変わらないということが言えるかと思います。

作本主査 十分、理解できないけれども、また、教えてください。というのは、企業は自分のお金を持ってきて、この部分はODAというわけではなくて、場合によっては海外投融資のお金も使いつつ、また、ODAの別のお金、そこら辺が聞いていてよく、自分の能力不足で。

篠田 いろんな事業が想定されるかと思うんですが、海外投融資事業は基本的に提案企業さんがあるPPPインフラ事業をやるにあたって自分たちで基本的に投資をして、自分たちでインフラをつくったりとかやるわけですね。その部分に一部なりにJICAの公的資金というんですかね、それを投入して事業を実施する、その公的資金を導入することを海外投融資と呼んでおります。その大きさにかかわらず、基本的には少しでも海外投融資をするということは、JICAのガイドラインに即して事業を進めてもらわないと我々としても困るわけですし、そこにODAが入るわけですから税金が入るわけですから、JICAのガイドラインをしっかりと適用してくださいという形で今は……

作本主査 最近の事例でPPPで組み合わせているわけですね、今の事業内容。それの何かわかりやすい事例はないですか。新幹線をつくって鉄道は公共事業で、ODAで列車とか、そういうのを何か組み合わせてわかりやすいイメージを植えつけていただけると。

田中委員 道路事業の例ですね。

篠田 PPPインフラ事業というのは助言委員会にかかって久しいかと思いますがけれども、その先の事業化した事業というのは、正直、あまりまだなくて、まだあまり事例が積み上がっていないんです。

作本主査 抽象的なイメージで結構です。道路をつくってこの部分は民間部門で、これを組み合わせてみた。実際にあったのかどうか。

長瀬 例えば今、おっしゃっていた、この前、助言委員会にかけさせていただいたベトナムのバックダン橋、あれだと橋のところは料金を取るということで、あそこはある意味、採算性があるので民間企業が自分たちのお金を出しつつ、海外投融資を受けつつやると。もう一つの道路、20キロぐらいあったかと思いますがけれども、あそここのところは公共事業としてベトナム政府が別途並行してやっていくというような、そういう組み合わせが一つございますよね。

篠田 例えばインフラをただ単につくるだけだと、そこだと採算性が難しい一方で、そういった企業が公的な融資を受けることによって、事業性として成り立ちますといった案件でよく使われると。ただ、その事業自体からその後、例えば維持管理等をやって運営をやって、企業も収益を得なければいけないので、そういった計画もしっか

り入っていると。高速道路は非常にわかりやすいかと思います。道路の部分は官が融資によってつくって、そのほかの部分を含めて民間がやって、その後のオペレーションも民間が何年かやりますよと。その間に交通量収入だとか、そういったところを元手にしてメンテナンスもやりますし、彼らの収益としても上がりますと、そういったものです。

作本主査 今の事例で例えば高速料金を集めるところだけを企業が持っていっちゃうとか、そんな不都合なのはないんですね。

篠田 それはなくて、どういうビジネスモデルになるかというのは我々のほうもしっかり審査をして、あまりに高い例えば交通料を取っているとかだと、そもそも、その国の高速道路として成り立たないはずですよ。なので、そういった極端なことが起こらないように、ただ、かといって、そこをあまりぎりぎりやり過ぎてしまうと、企業の収益という意味ではほとんどなくなってしまいますので、まさに倒産のリスクとかになってしまいますので、そこは適正になるように収益を得られるかというのは事前に審査があるということです。

作本主査 わかりました。どうもありがとうございます。

皆さん、何となくPPPのイメージが定着したでしょうか。

谷本委員 それで、篠田さん、4のスライド、いいですか、ここでもう一遍、今の考え方で復習させてください。ここの2行目に円借款または海外投融資と書いてあるでしょう。PPPインフラ事業への円借款での支援というのはいり得るんですか。

宮崎 相手国側が行う事業に関して、相手国が日本政府に要請をして日本から借款を行うという場合があります。

谷本委員 あり得る。他方、高速道路をつくりますと。それで、相手国政府の負担分を円借款でカバー、支援をして、道路公社と民間企業が合弁でやる部分の民間部分を投融資でやるということはいり得るんですか。

宮崎 同じ案件で両方に海外投融資と円借款をやったという例は、私の理解ではないと思いますが、理屈としてはないとは言えない、但し、難しいと思います。利益相反とか、いろいろございますので。

谷本委員 ダブルファイナンスね。

宮崎 はい、そんなに簡単ではないと思いますが。

谷本委員 でも、円借款、そうすると次の「または」のところにアンド・オアではないんですね、オアなんですね。どちらか一方。

宮崎 一般的にはオアです。

作本主査 アンド・オアなんですね。

宮崎 アンドが絶対がないという整理ではないと思います。

谷本委員 アンドというのはいり得るのかな。でも、円借款でPPPインフラ事業を支援するというのはいり得るんですか。

宮崎 もし、初めからそれがわかっている場合は、あえてPPPインフラ事業フェーズで民間企業が提案してくる理由もあまりないので、円借款として普通に案件形成がなされます。

谷本委員 では、ここで円借款というのを書いているのは、何か意味があったんですか。

柿岡 一つのインフラ事業の中で100%プライベートだと、別に問題はないかと思うのですが、多くの場合、収益性を上げるためにはもうかるところともうからないところを分けていくことが想定されます。もうからないところを相手国から負担してもらえるようにしていくのも、民間企業としてはメリットだという話かと思えます。もうからないところに円借款で公的資金が入ってくると、収益性が上がる可能性があるかと。

ただ、一方で、そういたしますと相手国の負担がふえますので、相手国からすると民間企業の負担が多いほうがいいと。したがって、各案件によって割合というのはかなりいろいろと変わってきます。それは外部環境にもよりますし、相手国の体力にもよってきますので、その割合は案件ごとに、異なってきます。例えば鉄道ですと比較的もうからないのはシビル（土木）ですので、そういったところを円借款でやって、上物の駅舎とか、ローリングストック（車両）については民間のオペレーションにするという可能性は、一つの例としてあり得るだろうと思っています。

谷本委員 基礎なんかは円借款で鉄道公社がやって、ローリングストックとか、軌道とか信号系統は、そういうことか。

篠田 多分、いろいろなケースを想定して、ここで円借款という形を入れているんですが、まだ、再開されてからそんなに事業はないので、そういったケースというのは今のところないんですが、今、柿岡が説明したとおり、いわゆる上下分離みたいな形で収益が上がる場所、そういったO&Mとか、要は運用ですよ、その部分は民間のほうがとって、下側のインフラ部分で特に収益が上がらないところ、そこについては官のほうで支援をする。そうすることで開発が進むというものについては、円借款というのにはあり得るかなというふうに。

谷本委員 ありますね。そういうことですか。

作本主査 収益性が上がらなくても、最終的には相手国政府が借金を負うわけですから、そこでバランスがとれる仕組みが組み込まれているわけですね。今のお話を聞いていたら、企業はいいところだけを別にとっちゃうんじゃなくて、全体としては相手国政府が借金を背負うところもあるわけですから、バランスといたら中には緊張関係があるということですね。

谷本委員 そうすると、アンド・オアということもあり得ますね。

宮崎 ないとは言えないと思います。例はないと思いますけれども、これまで。

谷本委員 バンコクの地下鉄が最終的にどうなったのかですけれども、あの事例が。

思い出しました。わかりました。

作本主査 いかがでしょうか。そろそろ、コメント等がもしあれば、終わったところでこっち側の個別のコメントに入りたいと思います。よろしいですか。僕もイメージを教えてくださいました。

それでは、個別のコメントに入りましょうか。今、お配りしている3枚つづりのほうから先に、その後、谷本さんからのコメントに移るということにいたしたいと思います。

それで、質問にあたるところで冒頭は作本ですけども、既に若干質問させてもらいました、ダブるかもしれないんですが、まず、1番目、熟度のところですけども、今、JETROのほうでもいわゆる案件を形成するとか、案件を見つけ出す、発掘するという、そういうことで委託事業をこれまでやってきています。そこでのスコーピングの方法というのは、いわゆるアセスで行うところの項目を選定するには、あまりにまだいわゆる熟度、案件自体が成り立っていないとか、まだ、どこの候補地で何をやるかわからないぐらいのそういうところですので、そこで、原科先生なんか考え出してくれた言葉、幅広い洗い出しという言葉でもって、いわゆる通常のスコーピングとは違うもの、緩やかに項目があるかなというところで拾ってあげればいいじゃないですかというようなことを出してくれたことで、これが参考になれば我々も熟度の低いところをやってきたものですから、考えの一つに使っていただければありがたいです。

これもよろしいですね、ご説明は。

篠田 ありがとうございます。我々のPPP F/S事業はJETROさんのJETRO F/S事業を活用させていただいた後の案件を結構応募されるケースが多くて、緩やかに事業性を確認していただいて、これは企業としてもいけると、我々もそれを結構有力な情報とさせていただいて事業の具体性なんかを見せていただく、その後のF/S調査になりますので、スコーピングという言葉を使わせていただいております。ただ、多分、非常に参考になるかと思っておりますので。

作本主査 2番目は先ほども既に話がありましたけれども、収益性の高いところ、あるいは低いところで円借款につながると、今、宮崎次長からのお話で納得いたしましたし、環境面の配慮もODA部分だけがなくて、いわゆる民間部分が低くなるなんていうことはないんだと、昔、このガイドラインをつくるときの有識者会議のところでも、こういうことの議論があったと思うんですけども、ODA並みの配慮レベルを民間部分についても確保するんだということは考えてほしいですね。わかりました。では、2番もこれでありありがとうございます。

3番目、これも単純なことなんですけど、民間とODAと両方とも協力してパートナーシップという場合には、相手国政府との調整というか、連絡というか、それは誰がやるんでしょうかという初歩的な質問なんですけど、ここの説明もあるんですけど、実質的

にはJICAさんが先頭に立たれるわけですか。代表の責任のもと、調査全体の調整を行うと書いてあるんですけども、企業体をつくる。

篠田 基本的には提案企業さんによって調査していただいて、先方政府との細かい調整もやっていただくということに……。

作本主査 相手国政府とのやりとり。

篠田 ただ、相手国政府といっても結構幅広いことを指してしまうんですが、基本的に提案企業さんにやっていただくのは、パートナーとなる実施機関なりというところ、先ほど申し上げた電力でいえば電力公社とか、そういったところとやりとりをして具体的な計画を立てるわけですから、公共事業を取り仕切っている道路公社とか、港湾公社とか、そこの関係性を抜きに勝手に青写真を描いてもしょうがないわけですので、その調整は調査の中でやると。

作本主査 通常は円借款とかの事業と違って今回のPPPの場合、必ず相手方にパートナーが立つんだと、電力公社とか、そういうところが。

篠田 基本的には立つというふうに考えていただければ。

作本主査 立つということがほぼあり得るから。鉄道関係、電力関係。

篠田 ただし、大きなインフラ事業になりますので、相手国政府より高いレベルといたら変ですけども、省庁だとか、国の大臣だとか、首相だとか、そういった人たちとの関係性を全部、企業にやっていただくのは大変ですので、その部分はJICAという名のもとに調査を行っている以上は、JICAが交渉に入るということもあり得ます。

作本主査 わかりました。了解いたしましたというか、理解いたしました。ありがとうございます。

次の4番なんですけれども、塩田委員から、今日、欠席なんですけれども、読み上げる形でいいでしょうね。当該提案事業の妥当性・効率性等の確認を行うものと記載されているけれども、「等」にはどのようなほかに想定されて意味があるかということですが。

篠田 これについては、冒頭に申し上げたとおり、全てを我々の部でやっているわけではないので、詳細に全部をお答えすることは難しいんですが、今まで多分、議論していただいた中で収益性が上がるのかとか、案件としての持続可能性とか、そういったことがご懸念にあるというような話だったかと思います。そういったことも含めて、PPP F/Sとして成り立つのかというようなことを採択の時点で審査しているというふうに理解をしています。

作本主査 では、ここでご回答いただいた有効性、持続性、何とか、こういうようなことの内容で等という、それが入っていると。わかりました。

それでは、5番目から田中委員の方からお願いできるでしょうか。

田中委員 5番と6番は先ほどいったようなことで、先ほどやりとりさせていただいて理解が少しできましたのでいいと思います。PPPインフラ事業というのは、結局、

民間企業が入ることでどういう特徴、特質があるのかということ、もう一回、整理したらいいんじゃないかということです。

その上でお話を伺ってみるとさまざまな事例があって、比較的、事業計画がある程度、かたまって提案されてきて、PPPのパートナーも含めて事業化に進むものと、そうではなくて割と初期段階で計画をつくったんだけど、入札がうまくいなくて不調でそのまま終わってしまうものと、いろいろケースがあるということでした。ですので、そういう中でどういう手順フローがあり、それに対してJICAがどうかかわっていくのかと、どのタイミングで一般的には環境社会配慮の助言を申し入れると、それがどういう形で実践と申しますか、具体的に実行されるのか。そこらあたりの手順が見えていると、審査会のほうもかかわり方がより明確になるのではないかなということです。5番、6番は関連したことだと思いますから、ぜひ、整理していただいたらありがたいなと思います。

作本主査 私も今の田中委員のおっしゃるように、僕らだってこれだけ時間を費やしてやっと何となくPPPのイメージを端っこですけれども、つかみかけてきたので、フローが一番いいのかわかりませんが、時間的な流れのわかりやすいものがあると整理に役立つかもしれないですね。

田中委員 関連して1番の質問にも関連するんですが、PPPの場合はどちらかというところ初期の形成段階というところでJICAに持ち込まれてくることが多いんですか。初期が多いんですか、どうなんでしょうか。

篠田 そこはケース・バイ・ケースです。ただ、初期のものも含まれているということです。

田中委員 円借款なり、一般的な協力準備調査でも非常に安定的というか、ある程度、煮詰めてきて何年もかけて関係を築いてき、相手方の要望を十分取り入れた形で事業化、提案されてくるので、非常に安定して事業が進捗していくと思うんですが、そうですか、わかりました。

作本主査 ありがとうございます。

それでは、次の谷本委員のほうに。7番以降。

谷本委員 これはわかりました。いろんなところの資金で事前の調査が行われて、それで、さらにということですね。ですから、先ほど作本委員のおっしゃったJETROのお金とか、経産省のお金とか、そういうことですね。了解です。

作本主査 順番、8番のほうです。

谷本委員 8番も根拠はわかりました。要するに成熟度というんですか。

9番です。要するに足りないところをどう補うかというふうなところで、ですから、補完調査のところでは我々がコメントすべきは、コメントをどんどんやっていくというふうなことで、これも了解をしました。結構です。

作本主査 それでは、早瀬委員は、今日、見えていませんで、一応、ここでおさ

らだけしていいですか。

篠田 両方とも10番、11番は共通しているかと思うんですけども、熟度が低いとはいえ、そこに助言委員会がかかわることができるのではないかというようなご意見だと理解しております。まさに例えば熟度が低かったとしても情報としてそろっていれば、皆様にお諮りをして有効な助言をいただくということは考えられるかと思うんですが、我々が使っている熟度が低いというのは、ここではそれにまでも至らない、何かばらばらとした情報があるだけというような認識でして、皆様にお諮りするには時期尚早な案件が熟度が低いというふうに使っておりますので、来たるべき時期、適切な時期に助言委員会に諮るというような方針を持っております。

作本主査 冒頭でもたしかご説明いただいたんですけども、熟度というのをどちらの側から見ているのか、案件として成り立つかどうか、JICAさんの判断もあるでしょうし、こちらに投げる場合の熟度の見方もあるかもしれない。そういうふうにされていた方がいいですね。

篠田 ですので、なるべく熟度という言葉は使わないほうがよろしいかなというふうに思ったんですけども、最初の題名でこのようにしておりますので、すみません、わかりづらかったかと思うんですが、この中での議論としては環境社会配慮の情報の熟度というか、充足している情報があるか否か、そういった観点でこのプレゼンテーションなんかをおつくりさせていただいていると。

作本主査 成熟度と熟度と違うんですかね。

篠田 基本的には一緒だと思うんですけども、ただ、一方で、熟度というと、通常、案件を事業化するかどうか否かといった熟度という考え方もできますし、収益性として上がるのかという熟度というのもありますし、持続可能性があるのかどうか、そういった熟度もあるかと思えます。基本的に同じようなことを言っているんだと思うんですが、いろいろな主観的な要素も出てきてしまうので、熟度というよりもここでは環境社会配慮に関する情報の有無、非常に簡単に言ってしまうと、その辺を熟度というふうに捉えていただくと比較的近いというか。

作本主査 今、私も早瀬委員の10番と11番、熟度が低いという理由だけで助言委員会にかけないというような、そういうのを心配されているように見える。そのところの誤解を。

篠田 そういう誤解がないようにということですね。

谷本委員 大臣の承認がおりていますといたら熟度は高いですよ。そういうことがあり得るわけでしょう。

篠田 皆様が読んだときにいろんな想像をしてしまうと文章としてはいまいちになってしまいますし、理解も不十分だと思うので、ここについては皆様にお諮りするに足りないような環境社会配慮の少なさというのが、熟度が低いということかと思いません。

作本主査 そういう意味では、私がJETROのところで言った熟度とは使う場面が違うかもしれませんね。

篠田 そうかもしれないですね。ただ、早瀬委員のご懸念として、あと、皆様のご懸念として熟度が低いから助言委員会にかからないんじゃないかと、スキップされちゃうんじゃないかと、そういったことではなくて、それは時が来てというのは変ですが、情報が収集されて、そういった部分の分析が進んで適切な段階になったら助言委員会にはかかると、そういったものですので、何かスキップされるということではないということです。

作本主査 そういう意味では早瀬委員の懸念をうまく払拭するように、ぜひ、整理されてお願いしたいと思います。

それでは、次の、よろしいですか。ごめんなさい。

田中委員 13番の実は見解は私も全く同じ問題を感じていて、この書きぶりを読んだだけなんです。調査の精度や案件の成熟度によっては、期間中、開催しない場合もあるというふうに書かれていると、本来、やるべきことをやらないというように読めるんですね。そういう例がありますか、ということをお願いしたわけですが、回答としては、事業化を断念するなど、結局、しなかったということですね。期間中に開催しない場合もある。あるいは早瀬委員の10番、11番に回答するように十分な情報が集まっていないので、環境社会配慮助言委員会をまだ開催しませんということがあるということですね。だから、原文の説明の書きぶりが誤解を招く可能性があるように思います。ではないでしょうか。

これを読むと、本来、やるべきだったんだけど、精度や案件の成熟度によって、したがってやらない場合がある。では、その場合は精度や案件の成熟度が整ったらやるんですね、あるいはそういう例がありますか、ということをお願いしたんです。

篠田 ありがとうございます。ここの文章は実は前回、2011年8月に整理したペーパーからそのままとってきておりました、過去の議論を蒸し返したりとか、これを修正するというのは今回、想定しておりませんでしたので、そのまま、誤解のないようにとってきた、逆にそれで誤解を生んでしまったということかと思えます。ただ、ここで強調したいのは先ほど申し上げたとおり、本来、やるべきものをスキップするという趣旨ではないと、やれる段階にないものはやれる段階まで適切に調査を進めて、その段階で実施しますよと、そういった趣旨でございます。なので、この整理ペーパーは実は助言委員会の皆様に説明して、一応、皆様にご納得いただいたものなので、これをすぐに変えるというのは、今回、適切ではないというふうに判断しまして、そのままとってきた関係がございましたのでわかりにくかったかとは思いますが。

田中委員 それから、もう一つ14番の関係で、別途、補完調査を実施すると書いてあるんですね。だから、先ほどのご説明でJICAが円借款または海外投融資を実行したプロジェクトを行う場合はですね。この場合に先ほどのPPPの場合でも企業側の独

自資金、プラス、場合によっては円借款があり得る。そうすると、これにあたるわけですね。円借款を活用したプロジェクトを行う場合にあって、その場合は、別途、補完的調査を実施するというふうに、以下、書いてあるんですが、さて、そうすると補完的調査って一体何を指しているのでしょうか、というのが質問だったんです。

長瀬 いろいろなパターンが考えられるかと思いますがけれども、先ほど篠田が言ったように、一旦民間でやろうとして、それは採算性が取れないということでぼしかった。ただし、その国としては例えば道路とか橋とかをぜひインフラとしてほしいというふうに思ったとすると、これを民間を入れずに公共事業としてやりましょうと、公共事業のところを円借款要請しましょうというふうにするかわってくる可能性があります。そうすると、要請を受けた我々JICAとしてはまだ、すみません、熟度が低いものですから、そこは協力準備調査を例えば打たせていただいて、ちゃんとスコーピングからドラフトファイナルまで、きちっとやらせていただくということも考えられるということです。

田中委員 そういう場合に引き継いでJICAが窓口でというか、JICAの責任のもとで追加情報を集める、というような場合を補完型調査という。こういうことですか。

篠田 ここでの趣旨は、言い方が悪いですがけれども、海外投融資を想定してPPP F/Sをやっている、案件が途中で腰砕けになってしまって調査が途中で中断してしまいましたと。その状態のまま、我々が投資なり、融資なりをするという決定がなされるということはありませんということです。改めて別途調査、今、長瀬がいったような協力準備調査を別途やりますとか、または、また企業から提案があればPPP F/Sをやりますということはあるかと思えます。そういったものをかけます。ですので、2回目の2段階目の調査というんですか、その補完調査を実施することで、もちろん、そこでカテゴリ分類をまたしますし、必要な段階においてまた助言委員会にお諮りをして助言をいただくということになります。

作本主査 今、本当に私も補完的調査という言葉として一語の定義があるかのような、ここでJICAさんでタームとして使っているかには見えちゃうから言うんですね。保管するためのとか、何かこの言葉自体を崩しちゃえば。

篠田 一つは実はガイドラインの12ページの中に、協力準備調査の項目の一つとして補完型調査という文言が出てまいりまして、そこを読み上げますと、第12項目、補完型調査の場合は、パラ1、パラ2の手続きを行った後、その内容に応じてパラ5からパラ10までのうち、必要な手続きを行う。これは何もよくわからないんですけども、基本的には案件形成を行うプロセスを補完して行いますよというふうに理解できるかと思えます。それから、不十分な場合はこういった補完型調査ということで実施を行っているとおると、そういうようなことです。

作本主査 少なくとも補完型のほうがまだいいですね。あと、もう一つ、こういう場合は補完するためのぐらいに文章をつけて、補完型調査と括弧で入れておく形で、

チームでも我々は考えていますよと。一般の人がもし読む場合に補完的調査ってこれが出ちゃうと、一つの制度としてあるんだなというふうな気が……。あと、今、そこで田中委員のほうから我々が今やっているPPPに該当するところをご紹介いただいた、大体、10ページの下プロジェクト形成から12ページの上段までが、今、我々が対象にしているところですのですよね。念のために確認させていただきます。ありがとうございます。

田中委員 もう一つ、私のほうからのお尋ねで12番の関係です。ここのタイトルがこの制度のタイトルに段階別調査とあって書いてあるわけです。今のことでよくわかったのは、ここで言いたいのは調査の精度や成熟度、特に案件の成熟度が場合によっては途中で腰砕けになるのもあるということも含めて、中止、中断ですかね、そういうのもあると。そういうケースによっては助言委員会が開催されないこともある。それから、さらにはそういう腰砕けの案件についてJICAがさらに引き継いで行う場合には補完的に調査をして、案件の判断を行っていくんだと、こういう手続きも重ねていくこともあると。そういうことなんです、そうすると、ここのタイトルに段階別の調査と書いた段階別というのは、一体、何を意図して書いたんですかというのが質問なんです。

篠田 すみません、この辺は先ほど申し上げた整理ペーパーからそのまま実はとってきておまして、あえて、これは変えずにとってきておる観点から、わかりづらかったのではないかとこのように思っています。お答えしたところで、お答えで答えているかと思うんですけども、三つのケースを想定して段階的というように言っています。その三つというのが協力準備調査を行う場合に助言委員会にかけるタイミングというのは、スコーピングとドラフトファイナル段階になりますので、その二つのタイミングを捉えて三つに場合分けしていると。

スコーピングにさえ至らない案件というのが中にはございまして、これはPPP F/S事業の中では1回も助言委員会にかからないということになります。一方で、スコーピングだけやれて、その後、何らかの理由で中断または中止になってしまった案件についてはスコーピングのみとなる。スコーピングとDFRの両方ができる前においては、通常のほかの案件と同様に2回の助言委員会をかけて実施をすると、そういったもので、そういう段階になるということです。ですので、最初の2段、スコーピングまで至らない案件、またはスコーピングの後、ドラフトファイナルレポートにかからないと、その部分は何らかの形で調査を充足しないと、助言委員会にもかけることはできませんし、助言委員会にかけることができないということは、つまり、案件として環境社会配慮部分についての検討が不十分ということになりますので、そこを十分調査する必要があるということになるかと思えます。

宮崎 言い換えてしまえばカテゴリA案件の海外投融资なり、円借款、PPP事業でやる場合は、最終段階までには必ず普通のカテゴリA案件として必ずスコーピング段

階とドラフトファイナルレポートか、助言委員会にかけさせていただきますということではないです、言ってしまえば。

田中委員 そういうことですね。スコーピングの策定に至らないというのは、ここに入る前に事業そのものが企業側が腰砕けしてしまった。そこで、JICAとしてはどうしようかということで補完型調査をやって、ここでスコーピング案とドラフトファイナルをそれぞれ助言委員会にかけますと、こういう例があると、こういうことですね。

作本主査 今の田中委員の腰砕けという言葉はイメージをよく伝えているんですね。例えば中断案件じゃないけれども、いい言葉でこの会議でも残されると、さっきのフロアのところでとてもわかりやすくなるような気がしますよね。

篠田 基本的には提案企業さんもそうですし、途中で中断になる、中止になる、腰砕けという言葉は先ほど私が申し上げた非常によくはない言葉なのであまり使いたくなかったんですけども、イメージとしてですね、中断になる、中止になる案件を想定して提案してくるわけではなくて、もちろん、海外投融資まで最後までいきますよとってプレゼンをしてきて、我々もそれを認めて採択するわけです。ですので、今、宮崎が申し上げたとおり、基本的には最後までファイナルレポートまでいく案件なんです。ただし、何らかの事情で途中で中断してしまうというケースが散見されるということで、このような三つのケースをつくっているというふうにご理解いただければよろしいと思います。

作本主査 それを知らない人が横に見ると三つの何か流れ、当然のようにここには腰砕けのイメージがないものですから、今の中断、中止じゃないけれども、言葉として言ってくると、それはそうですね、そういうリスクだってありますねということで理解できますね。

田中委員 わかりました。意味はよくわかって、この表が左側のSC案、スコーピング案件の策定に至らないとか、スコーピングのみ策定、DFRを策定、意味がよくわからなかったんです。協力準備調査と補完的調査とあって凡例が入っている意味が、今、説明を聞いて、なるほど、そういうことかとよくわかりました。だから、一番下のケースは、DFRを策定というより、要するにスコーピング案も審査をし、DFRも審査をすると、2段階でちゃんと審査するというケースですね。

篠田 通常の協力準備調査で行っているケース。ここからバラエティが出ているということです。

田中委員 そうですね。これが通常ケースで、ここに至らないケースが上の二つと、そういうことなんだな。

篠田 そういうことです。

田中委員 意味がわかりました。後でも僕はこの表について見方がよくわからなかったので質問したんですが、今のでよくわかりました。

作本主査 いかがですか。今の田中委員の三つの点で何かさらに追加があれば。よ

ろしいですか。

田中委員 むしろ、私は関連して21番の質問で、運用方針としてこの三つのケース、対応方向が示されているのを見て、何で分岐するんだということの意味がよくわからなかったんです。今の話を聞いてみると、むしろ、提案企業側の要因が強いということですね。企業側の要因によって、あるいは入札条件だとか、経済状況だとか、その他のことで本来、一番下のケースが通常ケースなんだけれども、それに至らないこともあります。こういうことですね。

谷本委員 その観点で私は18と19で説明をきちんとされたほうがというのを指摘しているんですよ。ですから、田中委員の話とともに左端のケースの書き方が、ケースとしてはこういうあれでいいと思うんですけども、少し説明を加えていただいて、もう一つ欄を、助言委員会への対策じゃないんですけども、助言委員会はどうするんですかというのを別途、つくられたらどうなんですか。そうすると非常にわかりやすい。さらに今までの議論をあれすれば、一番下は一番トップに持ってくるんでしょう。

田中委員 こちらのをね。これが通常ケースですね。

谷本委員 通常ケースで。一番上とその他、特例的なものとして下にされたほうが、これも田中委員と一緒に、私もこれは何だというところでものすごく悩みました。

篠田 ありがとうございます。ここのパワーポイントで出ている資料というのは、今回の運用見直しのワーキンググループの説明資料という位置づけなんです。ですので、これはもちろんホームページに載せるんですけども、広く出ていくということではなくて、基本的にはこの整理ペーパーをもとに今までの運用を確認しておりますので、多分、このペーパーが適切な文言を使うとか、よりわかりやすくするところとかが最終的に成果として残していくところなのかなというふうに、今、認識しました。ですので、これをわかりやすく、かつ適切な表現で整理をかけるということが今後、残していく上でもよろしいのではないかなというふうに思います。

作本主査 今のと同じことなんですけれども、谷本さんがおっしゃられたのと似たようなことで、しかも、田中委員がおっしゃった、提案企業がここにいるというのは、今までの我々がふだん見ている案件とは全く違う性格のもので、そういう出発点をついつい忘れがちになっちゃうものですから。どうぞ。

松下委員 今日、スライドで説明されたことに対して委員の方、欠席されている委員も含めてたくさん意見が出て、説明を聞いていることで我々は理解するんです。ただ、問題はこれを全体委員会に報告しますので、そのときにどういう報告の仕方をするかということを考えていたんですが、従来はFAQを改訂したものと提言というものを出すという形でやっておりましたが、今回はもう少しそれに加えて若干、今、出ていたようなコメントリーといいますか、解説みたいな、PPPの特色だとか、それに対して助言委員会はその段階でどうかかわるかとか、成熟度とはどういう意味だとか、

それを少し、これからの最後の議論になってきますが、そういう説明、メモランダム・オブ・アンダースタンディングといいますが、共通了解事項というか、少し説明が必要じゃないかと思います。

篠田 ありがとうございます。確かにどのような形で説明するかというのは、多分、これは今、実際に運用しているけれども、わかりづらいところを今回、説明するという趣旨がもともとの我々の想定でありましたので、多分、助言委員会の皆さんに説明したほうがすんなりわかりやすいのかなと。だから、概要的な説明を入れたほうがわかりやすいのかなというふうに思います。かつ、今回については私どもとしては一回、整理してあるものをもう一度、確認していただいて理解を深めていただくというような認識でおりまして、あえて今までやっていることをFAQに残すかどうかというのも迷ったところです。その一方で、FAQに残すというよりも運用目安が今、字面を読んでいくとよくわかりづらいということもありますので、これをしっかりさせるといのも一つの一案なのかなというふうに思いましたので、その意味についてはこの会の結論としてどういうものを残すかというのは、頭の体操をしながら議論を進めていただけるとよろしいのかなというふうに思います。

作本主査 私も今のお二方の意見に賛成なんです。今回のFAQも本当にここで何か争点が出てくるというか、議論が出てくるという、成熟度という言葉を使うかどうかといったら、むしろ無いでもいいぐらいに感じるんですが、それよりもむしろPPP事業について、今日、いただいたような説明を助言委員会の場でできるだけわかってくれるというか、理解してもらう、そのための説明であれば、僕は今回はいいんじゃないかなと思うんです。そのために松下委員がおっしゃられたように、できるだけ誤解のない言葉とわかりやすい説明でいくのが、このまま、これを使わずにという意味ですよ、そのほうが賢明かなという気がいたします。

小休止の前にもうちょっと進めさせていいですか。

それでは、先に18、19、21に入っちゃいましたけれども、また、戻りまして15、すみません、これも先ほどの並びと同じなんです、部分的にのみ初期段階で調査を行う、こういう言葉がひっかかるという、書いてあるから、ですから、これも何か意味は何ですかと聞きたくなるような表現なので。

篠田 多分、同じように石田委員も、部分的にしか調査しないことを指しているんですかというような誤解を生むかと思いますといったコメントを17番でもいただいておりまして、そこはわかりやすく概要を説明するというので。

作本主査 16番の塩田委員も同じように部分的にのみという言葉と、今、お話しされた17番の石田委員の冒頭のも部分的にのみというところに入ってありますから、ここで一応、了解したということで次、石田委員に長い説明がここにありますが、すみません、石田委員の質問が長いので理解しかねているんですが。

篠田 多分、石田委員は全体がある中で部分的にしか調査しないんじゃないですか

というような趣旨でおっしゃられているんじゃないかなと、ある意味、誤解を生みやすいと申し上げましたが、部分的にしか調査しないという懸念をおっしゃられているのではないかなというふうに思っています。ただ、ここで部分的にのみと言っているのは、今、ご説明したとおり、段階的に助言委員会にかけられる段階を設けておきまして、その段階のことを部分的というふうに申し上げているので、調査を部分的にしかやらないということではないと、非常にわかりづらい言い方をしましたが、ということで、ここは多分、わかりやすく説明をして、助言委員会にかかるに足りないほどの環境社会配慮調査しか行われていないような状況については助言委員会にかけられませんので、その段階ではやらずに、それがやれる段階になってしっかり調査の助言をいただくと、そういった趣旨ですということを知りやすく説明をするということかなと。

田中委員 もともと、スライド7のアスタリスクの二つ目のところのことを指しているんですね。運用目安の二つ目です。環境社会配慮調査を案件形成の初期段階で部分的にのみ行う調査の場合、調査内容に応じて助言委員会は助言を行う、この文言に対して言われているんだね。

篠田 そうです。これは何かというと、多分、田中委員の疑問と一緒にスライド8枚目の図、これが実は調査の初期段階のみに行うものとそうでないもののケース分けをしておきまして、スコーピング案に至らないもの、あと、スコーピング案のみ形成するケース、これが調査の初期段階では要は中断、中止してしまう案件ということになりますので、ここしか行わない調査の場合は一部だけ助言委員会にかけるというケースがありますよということを説明しているわけです。なので、ここはわかるように文言を検討するということかと思えます。

田中委員 この三つの事例の中の上の二つのケースが、初期段階と部分的にのみ行う調査のケースにあたるわけですね。

作本主査 その比べで部分的と入っているんですね。説明を聞くと、JICAが限定的に減らしている、調査していると。

篠田 なので、基本的には一番下のDFRまで最後までやる調査が前提なんですと、ただし、何らかの形で途中までしかいかない、まさに調査の途中までしかいかないものについては、適切な段階の助言委員会を掛けていくと、そういうような説明になるかと思えます。

作本主査 文字の表現でまたうまく置きかえたらいいかもしれないですね。何人もがここはひっかかったところですので。

谷本委員 これに関して妥当かどうか、正しいかどうか、私もうろ覚えなんですけれども、ベトナムの工業団地の事業で民間事業者の開発があって、土地収用の部分は相手側がやるので調査しませんというあれがあったような記憶があって。

田中委員 工業団地開発の事例でしたね。

谷本委員 その辺でワーキンググループのときに申したんじゃないですかと、話し合いが通って。

作本主査 今のところを重ねて捉えられるのがありますよね。

谷本委員 という、そういうのを思い出したというか。それが妥当かどうかは別ですよ。

篠田 今回、ここで協議している趣旨として部分的なというところで社会の部分はやりませんとって、部分的に捨象してしまってやらないという趣旨ではないということはまずご理解いただきたいんです。その上で、多分、どの案件についても用地取得、住民移転、ここは社会部分の非常に大きい部分なので必ず見ております。それがいつの段階で取得をされた土地なのかというようなことですか、誰によって取得された土地なのか、そういったところをよく見せていただいて、その中で判断をするということになっています。

今回のケースは海外投融資なので、民間企業さんが実際に投資をするものなので、例えば売地を買うとか、そういったケースもあるわけです。売られている土地を買うといったケースの場合は、例えば売られている土地の売るにあたった経緯みたいな、そういった細かいところまでは通常のケースでは見ません。売地を買うという行為は、通常、その国で行われていることであれば、それは妥当なものとして判断をすることです。ただ、一方で、そこに国が強権を発動して非自発的住民移転が発生するというような判断になった場合は、ほかの案件と同様にRAPをつくってやるということも考えられます。なので、そこはケース・バイ・ケースなのかなと思います。ベトナムのケースがどのようなケースなのか、私も詳しくは存じ上げないのですが、それぞれのケースに応じて判断をしているということになります。

作本主査 谷本委員の確認ですけれども、18、19はこれでよろしいですか。

谷本委員 先ほど申し上げたようにきちんと説明を設けていただければ結構です。

作本主査 21番の田中委員もこれで見えていただいて済みと。

田中委員 18、19、20、21とこれでいいです。

作本主査 私のほうも20番について繰り返になりますけれども、案件の成熟度という言葉は、ほかに私は言葉が見つからないだろうと思っていたものですから、もし、ほかによりいい言葉があれば、ぜひ、腰砕けとか、何かそれに近い言葉のほうをむしる向いているかもしれません、中断、中止の、いいのかもしれないですね。

篠田 自分で言っておきながら何なんですけれども、腰砕け案件がありますというのは我々も非常に言いつらいものがございまして、もちろん、そういうものはない前提で進めておりますので、ここは適切な言葉を我々のほうでも考えたいと思います。

田中委員 確かにイメージはよく伝わるんですけれども、JICAのホームページに載せるとなるとどうかな。

作本主査 22番のほうに、塩田委員なんですけど、今日、欠席の、これは。

田中委員 次の話ですね、今度はここからは。

作本主査 そうです。10ページに入っているんですね。ここから中小企業のほうに入っていますね。では、よろしいですか。しばらく15分ぐらいは中小企業に入っちゃうということで、中小企業の海外スキームの関係で塩田委員の22番なんです。

篠田 塩田委員がおっしゃられているのは、概要となっているものがそれぞれの説明書きで目的を指しているのではないかということで、そのとおりでございますので、それぞれの目的ということです。

作本主査 概要じゃなくて事業目的ですね。わかりました。そのほうがわかりいいですね。内容が説明されているよりも目的のほうがわかりいいかもしれない。

では、すみません、また、23番のほう、谷本委員、よろしくお願いします。

谷本委員 一番下の連携促進基礎調査で10ページには下から2行目、3行目、情報収集と事業計画立案を支援しと、ですから、これは二つをやりますと。その次の11ページの第2パラグラフでは、情報収集が主たる目的ですと、だから、JICAガイドラインの適用外としますと。11ページもそうなんですと。ところが事業計画立案を支援するのであれば、一番上の案件化調査と変わらないんじゃないですかと、ならば、ガイドラインの適用の対象になるんじゃないですかという、まさしく何か二つありまして。

篠田 もちろん、スキームが三つ立っているわけで、それらのスキームが同じような目的、同じような趣旨で立っておいたらオーバーラップしておりますのでいけないわけで、それぞれ役割分担がなされているというふうに認識してございます。ここで10ページのスライドで載せておるのは、そのままホームページにも載っております、その言葉を持ってきておるんですけれども、それぞれの主たる目的というのがまず一番案件形成の浅い段階からいきまずと基礎情報なり、相手国の情報をまず収集をして、その上で案件化調査によって具体的なプランをつくって、それで、実際に機器を持って行って普及・実証事業で実証する、こういうような流れ、すみません、順番がばらばらなんですけれども、そういうような流れというふうに認識してございます。

中小企業連携促進基礎調査というのは、主にマーケットがどういうふうになっているのか、中小企業さんが全くその途上国についてわからない状況の中で、いきなり物を、サンプルを持っていったりするのは大変難しいことなので、それを調査すると、類似のものがないとか、そういったことを主眼としておりまして、主に情報収集を主眼としているというものですので、基礎情報というものです。

もし、その段階でよりビジネスプランをつくり上げますと、そういったものについては案件化調査でやってくださいという形で採択を分けているということになります。ですので、基礎調査の中で案件化を図るような、F/Sを図るようなものというものが提案された場合には、案件化調査でやってくださいというふうにされるものです。そこはしっかりと役割分担をしているというふうに認識しております。基礎調査の中ではあくまで情報収集なので、もしかしたら環境社会配慮に関連する情報も収集する

かもしれませんが、そこから案件を形成するような、具体的に検討するようなものというのはいずれも含まれないというのが基本的な考え方になります。

谷本委員 それから、10ページの事業計画立案はとるんですか。

篠田 これはどうなんですかね。

谷本委員 お任せします。

篠田 これは一般的に企業さんにわかりやすいような形でホームページで書いてあるものですので、私どもの判断だけでこれをとりますというのは言えませんので、これはこれで多分、残すんですが、主眼としてはそこまで踏み込んだF/S調査をやると、そういったものではないということをご理解いただければよいかなというふうに思っております。

田中委員 これは段階的には中小企業連携促進基礎調査という、これが第1番目というか、一番初期の段階にあるのですね。2番目に案件化調査をやり、さらには普及・実証事業に入っていくと、こういう順番なんだな。

篠田 これはいろいろなニーズにこたえるということで、メニューをいろいろ用意しておると、例えば中小企業さんでも既に展開をしているような企業さんがぜひ、このJICAのスキームを使ってより展開をしたいという場合には、いきなり普及・実証にいける場合もある。ただ、途上国に興味あるんだけど、どこに出てもいいかわからないよと、そういったケースには基礎調査みたいな形でターゲットにしたい国なんかに行ってもらって、マーケットがどうなっているかなというものを実際に見てきてもらって情報収集してもらおう。それがうまくいきそうだったら案件化調査に進んでもらってビジネスプランを立てて、それがさらにうまくいけば普及・実証にいくと、こういうような流れになっているということです。

作本主査 中小企業の連携の3番目、その前に、今、田中委員がおっしゃるとおり、順番を変えたほうがいいのかと思うんですね。初期段階、さっきのフローと同じ流れですけれども、初歩的なものからだんだん。あと、ODA事業との連携を検討すると書いてあるので、僕も中小企業とODAが同じように両立しながら一般の事業にまで立ち上がらせるのかなということ、だから、連携という言葉がよくわからなかったこともあるんですが、そういう意味での情報収集だけということ、本当に入り口入門の、これは今の中小企業促進調査だというふうに理解すれば、皆さん、誤解はないと思うんですけれども、連携というと一緒にODAを使って何かひとつ事業を起こせないかというような、その視点をやるかのように私は読んじゃったんですが、表現だけです。

篠田 多分、同じような疑問を皆さんも持たれるかと思えます。これは個人的な意見として聞いていただければと思うんですけれども、日本として中小企業を支援します、かつ政府開発援助というODAを使うわけで、ODAにも資するものを事業として実施していかないと、政府開発援助で使うという大義名分も立たないでしょうし、実際、すぐれた技術が草の根レベルですとか、貧困削減とか、そういう開発に役立つという

ケースは多々あると思うんです。そういったところでJICAとの連携の可能性というふうについて、このスキームが成り立っているというふうに認識しております。

では、ODAとの連携で何が想定されるのか。これはもっと事例を積み重ねていくべきものだと思うんですけれども、例えば技術協力があったりだとか、協力隊との連携があたりとか、いろいろ、スキームは考えられるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、政府開発援助を使うという以上はODA事業との連携というものなくして、勝手に彼らがビジネスをやって利益を求め事業に対してODAを出すというわけにはいきませんし、これを入れることによって開発に資するということをより中心にフォーカスしているというふうに認識しております。

宮崎 言いかえれば、JETROさんがやっている支援や中小機構さんがやっている支援も当然あるわけですが、そうではなくてJICAがやる意義というのは、ここに結びつくんですという説明をさせていただいている。

作本主査 そうですね。そうでないと。

宮崎 ですので、これも説明の仕方が本当に難しいんですけれども、基礎調査のほうも行く行くはODAと結びつくような中小企業さんのビジネスが成就するように支援するので、そのための一番初めの基礎情報収集をお手伝いしますというものが一番下のものなので、最後の目標のところまで文言に入っているの、わかりにくいんだと思います。

作本主査 将来的にはとかで今のおっしゃるような、そういうのがここに入ると、すぐの当面の目標にしていけないよと、連携というと何か事業が連携してという、そういうイメージをさっきのとおり持ちちゃうので、今の宮崎次長のとおり、ひとつイメージで、しかも順番を変えれば、わかりやすくする形ですよ。という気がするんですが、いかがでしょうか。

宮崎 順番はすぐ変えられると思うんですが、目的はさっき申し上げたとおり、私どもが主管している部署がつくったものから実は引っ張って来ている文言なので、文言については相談させていただこうと思っております。

作本主査 予算の順番なんかもあるんですね。予算書の順番なんかが。

宮崎 JICAに予算化していくかという順番もあると思います。

谷本委員 中小企業海外展開支援スキームというのは、この前にというか、議論してきたPPPとは違うんですね。

篠田 違います。

谷本委員 インフラ事業ではないんですね。

篠田 インフラ事業とは限らないです。

谷本委員 限らないんですね。インフラもあり得る。

篠田 インフラもあり得ますけれども。

谷本委員 ビジネスですね。

宮崎 PPPインフラのほうは大企業が、絶対にそうでなければいけないということはないんですが、メインになるかと思うんですけども、中小企業展開支援スキームの対象は中小企業です。

篠田 事業についてもそれぞれJICAが支援する上限を決めてございまして、まず、案件化調査のほうですが、これはF/Sを支援するものですが、これについては5,000万円と3,000万円、それぞれ企業さんに選んでいただくというような支援の上限を決めてございます。普及・実証はそれぞれ調達をして、実際に売りになる中小企業さんの製品を持っていきますし、そこでカスタマイズをするということがありますし、その SHIPPINGにかかるお金なんかも含まれますので1億円というのが上限になっています。

逆にF/S調査の中で5,000万円が上限ですので、5,000万というのかなり大きい事業に見えるんですけども、もし、これで大規模なものをやろうとすると、正直、そんなにたくさん動けるものではないということです。ただ、中小企業さんとしても確固たる製品を持っていて、ビジネスプランをどう展開するのかというのがある程度見えていれば、5,000万円でも十分、こういったビジネスプランを立てることはできるというようなことになります。そこで、大きな環境調査が必要で済みたいな、そういったF/Sというふうなものとなってしまうと、F/Sだけで多分、5,000万ぐらいいくんです。なので、基本的にはそういったものは想定していないというのが、我々が考えている、現に考えられるメッセージなのかなというふうに思います。

作本主査 では、申しわけありません、小休止もとりたいんですが、先に進めさせていただいて、24番、私は中小企業を相手にするから倒産とか何かを考えると、支援制度とか保険を考えたんですが、まさに情報ということで納得しましたから、これも必要ないということはわかりました。

25と26、田中委員のほうから。

田中委員 先ほどの説明でよくわかりましたので結構です。

26はカテゴリを分類し、社会配慮を実施という、これは確認か、確認を実施と書いていますが、一応、カテゴリAの案件なんかはないわけですか。

篠田 基本的にはカテゴリA案件は採択しないということに、それは入札を出す公告の中にしっかり書いてございます。もちろん、カテゴリAは採択しませんとは言っていないんですが、カテゴリA、イコール、環境に甚大な影響を及ぼす案件については採択しないというふうに明記してございますので、それは採択しません。

田中委員 ただ、11ページのスライドのほうに、案件化調査、普及・実証事業についてはJICAガイドラインを適用し、環境社会配慮確認を実施する。この意味はどういうことですか。

篠田 案件化調査、普及・実証事業についてはカテゴリAというのは採択しないものの、Bという可能性はあるわけです。それについてはそういったものに目を光らせるということで、ガイドラインをちゃんと適用して案件の内容に応じたカテゴリ分類

をしていますよと、そういう説明を付したつもりです。つまり、すぐれた中小企業さんの技術を使うので、基本的に甚大なまたは大きな環境への負荷というのではないんですが、ただ、ないと思っていたものであっても、我々の目から見ると、これはもしかしたらちゃんと見たほうがいいんじゃないかというような案件もありますので、そういった案件を逃さないために、しっかりガイドラインを適用して、ガイドラインを適用するという内容は内容に応じたカテゴリ分類をして、それに必要に応じた環境社会配慮も確認するということになりますので、それを行っておりますということです。

作本主査 これを終えてから小休止でいいですか。何かあれば。

田中委員 今のところでAは環境に甚大な影響を与えるから採択しないと。そもそも、そういうものを募集していませんという話ですが、むしろ、採択して環境社会配慮をしっかりと実施するという考え方もないわけではないですよ。ですが、何か哲学はあるんですか。これは中小企業にそういう環境社会配慮を盛り込ませることは負担になるだろうから、最初からそういう案件なり、あるいはそういう実証事業を持ち込まないでくださいと、そういうふうにJICAとして視点を持っているということでしょうか。

篠田 基本的にカテゴリAになる事業というのは、インフラの事業であって、大規模インフラの事業だったりします。何十メガ、何百メガとかの発電所とか、または社会面で用地取得、住民移転が大量に大規模に出る、200人以上出る、そういったケースを想定しております。特に社会面において、そういった事業をやることは我が国の製品の普及以前に、そういった対応を十分やらないといけないということになってしまっていて、それであれば事業地を変えとか、そういった社会への負荷というのを減らした形でやっていただく、そういうことを考えていただく必要があるというふうに思っております。また、よりいいものを普及・実証してもらおうと思っている中で、環境に甚大な負荷があるような案件というのは、基本的には多分、ここで展開するものの製品ということではふさわしくないのではないかなという考え方です。

ただ、おっしゃられるように、負荷がものすごく出るけれども、ものすごくいい商品なんですというような売り込みがあった場合にどうするんだというのは、検討はあるかもしれませんが。現在の規定の中においては、そういう負荷が大きくかかるものについては想定していないと。かつ、予算規模もそこまで大きいものが割けるものではないので、その規模に合ったものをしていただくという趣向で考えております。

田中委員 その点、微妙なところがあるんですよ。というのは、こういうことです。かつて議論があったときに、例えば日本が開発援助から環境負荷が大きいのでその案件から撤退しますといった場合に、別の国が入り込んでより環境に悪いような配慮を行いながら開発が行われ、結果として相手国の環境破壊が進む場合もあるのではないかと。そういう懸念があって、むしろ、我が国としては環境負荷が一定程度、当

初の事業計画では生じる場合であっても、しっかりとした環境社会配慮を行い、より良質な開発事業を行うことのほうが我が国にとっての方向性として妥当ではないか。そういう議論が行われたことがあったんですね。ご記憶があるかと。

篠田 そういうことはあるかと思えますし、かつ提案型または我々案件形成する側が環境社会配慮をしっかり考えて、Aにならないような案件をくみ上げるといのは、一つ十分検討しなければいけないところだと思ひまして、先ほど社会面で申し上げたのはそういったつもりです。社会で用地取得、住民移転、甚大に被害があるような形で発生してしまう案件というのは正しくない、それをできれば回避するという案件の形成をしなければならないというようなことが、まず社会面では言えるんじゃないかなというふうに思ひます。

一方で、中小企業の展開スキームについては製品を普及・実証してもらって、彼らその後、どうするかという、これがある程度、ビジネスモデルとして大丈夫だということになったら、彼らの独自の資金で今度は展開していくということが想定されると思ひます。製品を普及・実証する中で、カテゴリAになるような配慮をしなければいけない製品というは、あまり私は想定できないんじゃないかなと、あまりあとで想定したとしても、中小企業スキームを用いてやるのではなくて、また、違うスキームを用いてやるというような考え方もあるんじゃないかなというふうに思ひます。カテゴリAになるということは、発電所をどんと建てるとか、橋をつくるとか、そういったもので中小企業スキームでやる事業ではないのではないかなというふうに思ひます。

田中委員 わかりました。こだわりません。

作本主査 そういう意味では、すみません、本当は小休止、27番、28番、29番は中小企業の海外事業立ち上げのところ、中小企業だからカテゴリAでないはずだと、今のお話を聞いていてよくわかるんですが、読んでいる人は中小企業だって大きい事業を展開することがあるんじゃないかと、環境影響の大きい事業をやる可能性があるんじゃないかというふうに結びつけちゃう可能性がありますよね。そうすると、裏面は中小企業がやれば、全部、環境社会配慮はやらなくていいというふうに我々は思っているんじゃないかというふうに思われると、今度、我々のほうが誤解を受けることになりますので、だから、この定義を情報収集とか、先ほどのきちんと書き込めばいいですね。そこに尽きるんじゃないかと思ひます。

篠田 ありがとうございます。まさに今回、初めてこれは新スキームということで皆様にご説明を申し上げた趣旨というは、ちゃんと案件化調査と普及・実証事業についてはガイドラインを適用してやっておりますということを明らかにして、説明をして理解を深めていただくというような趣旨なんです。そこをご理解いただくというのが一番のポイントだというふうに考えております。

一方で、これらホームページ上で公開になっている文言というは、業務主管部の

ほうでわかりやすく事業者さんに伝えるためのメッセージとして書いているものなので、私どもだけで変えることはできないということが1点と、あと、多分、こういった文言というのはそもそも、もともと、経済産業省だと思っただけなんですけれども、中小企業海外展開支援大綱を経産省がつくっているかと思うんですが、そういったところからも関連させて多分、つくられているものというふうに認識しておりますので、そのこととの関係でこのような文言になっているというふうに認識しております。ただ、私どもの説明の環境社会配慮部分のところ、審査部が文言を作成できる部分についてはなるべくわかりやすくするということがテークノートしておきたいと思っております。

作本主査 28番に日比委員の質問が入っているんですが、これも同じようにちょうど真ん中あたりに、民間企業が実施する事業において環境社会配慮をしなくてもよいということにはならないということで、何かしらの先ほどの概要を受けての理解不足というか、僕も含めて若干の誤解の可能性をイメージから書き決めてしまうということがあるような気がいたします。

次の29番も同じです。展開スキームでFAQの中に適用ある、なしということを指摘するのはいいんだけど、中小企業が行う事業だから事業規模は小さいだろうというふうには必ずしも考えないとすると、何かしらさっきの中小企業事業は情報に関する事業だということを出してくれたほうが、交通整理してくれないと、みんな、ここで同じように次から次へとひっかかっているというか、疑問に持っているというようなことがあるんじゃないかと思っております。それで、29番まで同じにずっとつながっていると思っております。

30番、すみません、時間があれですけども、谷本委員、願っていいでしょうか。

谷本委員 これの成熟度の話、既に出ている話です。ですから、これはこのまま、既に情報の量と質なんですかね。

作本主査 31番は記述方法というか、環境ガイドラインというのをフルで書き込んだらということをお勧められているんですね。これはよろしいですね。文章を一部削除。

32番の石田委員、これはどういうことか、すみません、長くて。

篠田 これも多分、わかりづらいということに尽きるんだと思っております。

作本主査 わかりづらいところからの危惧感ですよ。そういう意味では、石田さんでもここでも明確に表現をとということで、33番、塩田委員の最後なんですけれども、これは何でしょうか。

篠田 タイトルとの整合性ということで、タイトルを変えたほうがいいのではないかと。

作本主査 タイトルと内容。これはどうですか。よろしいですか。これも修正しますということで書いてあるので、タイトルと合わせていただくと。わかりました。

では、私の運営がうまくなくて申しわけありません。今、3時55分ですから10分ぐらい小休止ということで、4時5分から再開させていただきます。

(休 憩)

作本主査 よろしいでしょうか。5分になりましたので、また、お疲れかと思えますけれども、再開させていただきます。

今、皆さん方からいただいたコメントを一つずつチェック、フォローさせていただくということで欠席者の分も行いました。今日、これからやるべきことはいわゆるコメントとして残すほうは残すという形でよろしいですか。そこは要らない。あるいはFAQだけに集中していいのかどうか。

長瀬 まずは先ほども篠田も申しあげましたけれども、FAQをそもそも残す必要があるかないかという。

作本主査 先にFAQをやったほうがいいですか。

長瀬 最終的にはこれは議論の経過のもので、FAQであと貴重な論点をどういった形で整理していくかというところ……

作本主査 助言委員会のためにやらなければいけないのかと思ったんですが、先にFAQを皆さんと一緒に今までの知識というか、理解を前提に丁寧に読んでみるということで、12ページ、もう一回、いただいた資料のこれを見て。

篠田 繰り返し申し上げますが、ここでのFAQは今まで環境社会配慮確認してきた内容を今回、提案型の場合、どのような形で適用されるのかというような大きな問いにまとめまして、それを通常どおり、環境社会配慮の適用になっておりますということをお願いしております。ですので、言わずもがなの点も結構あるのかなと思ひまして、FAQとしてそもそも残すのかどうかということもご検討いただければよろしいのかなと思ひます。

あと、話が逸れちゃいますけれども、先ほどまでいただいた議論としては、PPPインフラ事業のそのまま言葉を使ってしまいますと、成熟度が低い、高いといったところがわかりづらいので、そこについてわかりやすく取りまとめて説明いただいたほうが、よろしいんじゃないかというようなご意見もいただいておりますので、それは整理ペーパーなんかをわかりやすく取りまとめて、改めてもう一回、全体会合の場で説明するとか、そういった落としどころがあるのかなというふうに思っています。

作本主査 いわゆる助言委員会、説明あるいはこの紙に整理が必要かと思うんですが、FAQについては僕はPPPも対象にしていますよというぐらい、あるいは中小企業と一緒にやる事業について、ガイドラインを適用しますよという総論の入り口部分だけを一般の人が誤解を持たないように言うておけば、それでよろしいんじゃないかと思うんですけれども。

篠田 そういった意味で、実は31番で塩田委員からFAQについて、また、30番で谷本委員から精度や案件の成熟度という表現は抽象的であって、具体的にどういうことですかというようなご意見をいただいております。これについて書こうと思えば書けるんですけれども、非常にずらずらと書くような文言になってしまいます。一方で、

今、主査におっしゃっていただいたとおり、PPP F/Sまたは提案型である中小企業スキーム、こういったものが適用になっているのか否かという入り口の部分だけでも載せておいたほうがわかりやすいのではないかということであれば、問いをそのような形にして、回答をここに今、回答案として出している環境社会配慮適用対象となりますと、これでとめてもよろしいかなというふうに思います。

作本主査 皆さん、どうですか。成熟ということをどっちの側から見るかというか、今まで話してきたような前提知識がないと誤解を生むことは十分あり得ますよね、しかもウェブサイトだけで見たら。そういう意味では、しかもFAQはわかりやすい内容であるべきだと思いますから。

篠田 一般の方に見ていただくという観点でつくるという意味では、それが一番わかりやすいかなと。ただ、助言委員会の皆様は多分、今までわかりづらいというご意見もいただいています、今日もいろいろ疑問を呈していただきましたけれども、より具体的にわかっていただく必要もありますので、逆にこういう整理ペーパーをまとめているわけですが、これがわかりづらいというのでありますので、これをわかりやすくすることで助言委員会の皆さんの理解を深めるということで、より深く携われる方はこちらの整理ペーパーという形で役割分担をして、わかりやすく一般の方に残すというFAQを残すというのは一つの考え方かと思っております。

作本主査 こちらのわかりづらいペーパーというのは審査部のほうでつくられているから、これに手直しというのは我々が読ませていただいている程度で進めていただけるんですね。

篠田 これについてはたしか助言委員会の中でも議論になったかと思うんですが、審査部のほうで取りまとめて、それをご説明させていただいて、最終的に運用目安に反映させたという過去の経緯がございます。それをわかりやすくもう一度、文言を改めさせていただくと。ただ、具体的な対応は何も変わることがないということですが、

作本主査 今、内容が二つになっちゃったので、まず、FAQについてもう一回、皆さん、ここで目を凝らしてゆっくり見ていただいて、このままいくのか、あるいは成熟度というような、こういうような表現を削除して、下の2行を、これでいけるのかどうか、ご意見を賜ってもいいですか。次にもう一つのペーパーに入ります。

松下委員 FAQは一般向けにわかりやすくという意味でいうと、最初の一文だけにとめて、2番目の文章は削除するというので、成熟度等の議論はまた別途、検討するというのでいかがでしょうか。

作本主査 こちらのほうに入れて説明をと。ほかの委員の方。

松下委員 それから、今、篠田さんからご提案いただいた件ですが、運用目安の改訂をまた改訂するというご提案ですが、それをここで、今日、やるというのもなかなか大変ですよ。

篠田 今すぐこの場でやるということではなくて、多分、これは少し時間をいただいて我々のほうでやらせていただくと。

松下委員 今日はこれまで議論したことを主要論点として明らかにし項目を整理することですね。

篠田 多分、主要論点は成熟度の話も含めて挙げていただいたと思うんですけども、それをテークノートすることによって、それをこれに反映させるとよりわかりやすくなるんじゃないかなというふうに思っておりますので。

作本主査 FAQはこれでよろしいですか。ご意見をいただいていない委員もおられますけれども、まず、これを片づけちゃう。

田中委員 適用されるんですかという、クエスチョンに対しては適用対象になりますということでもいいんですが、問題はPPPインフラ事業とは一体どういうものですか、あるいは中小企業海外展開支援スキームの中に案件化調査と普及・実証事業とある、一体、これはどういうものですか、というのは出てきますね。

篠田 そうなってきますと、すみません、我々のセクションの中の話をして恐縮なんですけれども、それぞれホームページが別途設けられておりますので、そういったリンクを紹介するということはできるかと思えますけれども。

田中委員 そうすると、この中にPPPインフラ事業についてはどこどこをごらんくださいと、これこれについてはこう、そういうふうにしてほしい。

篠田 わかりました。

作本主査 それはいい考えですね。

田中委員 下の2行はいいと思います。

作本主査 よろしいですか、今ので。では、そういうことでこの2行は削除するという方向でいくということと、できることならウェブサイトで矢印でも結びつけてあげると事業内容がわかりやすいということで、では、今のFAQについてはこれで決めたということにいたしましょう。修正版については事務局のほうでもう一回、ご検討いただくと。

では、我々に残された宿題というのは、今日、出た意見をできるだけ簡潔な形で箇条書きにでもして、助言委員会の資料として出すなりということで作業をいたしましょうか。よろしいですか。

田中委員 もう一回、確認ですが、運用目安というのは今日のスライド資料でいくと7枚目のことを言っているんですか。この6行ぐらいのことを言っているわけですね。この四角囲いの中の設置要項と運用目安、このことを言っているわけですね。

篠田 そうです。

田中委員 ここには別にPPPインフラだとか、海外何とかスキームなんていうのは出てこないですね。

篠田 多分、PPPインフラ事業も協力準備調査スキームの一形態ということで、こ

ここで協力準備調査を実施した場合という形で分けているので、その中に包含させているという考え方かなというふうに思います。

作本主査 ガイドラインの中でそれは特定しづらいですよ、今の紙の中での特定も。

篠田 ガイドラインの中でPPPインフラ事業という言葉は多分ないと。なぜなら、一応、ガイドラインの中で海外投融資事業をどこに合致させているかという、海外投融資事業は有償資金協力の一部であるというふうに捉えてございますので、有償資金協力というところで読んでいます。ですので、わざわざ特出しにして、これを書いているというわけではないんです。多分、それに沿って特出しで出していないというガイドラインの立てつけもありまして、目安のほうも同様に協力準備調査スキームという中で表現をしようということだと思います。

作本主査 海外展開支援スキームという言葉もこちらで出ているけれども、今までのほかの二つにはあらわれていないと。有償資金協力の中で含めて考えるというのはわかるんですけども、この標語の中に、10ページ。ですから、その説明はよくわかるし、納得はできるんですが、ただ、具体的にこれを読む人は先ほどのウェブサイトじゃないんですけども、どこから持ってきているのかと、予算費目ですから毎年度、変わるかもしれませんけれども、何か有償資金と結びつけるような読者向けの用語ですけども、何かそういうものがあればいいのかもしれないですね、有償資金の一部だよというような。

宮崎 これをFAQにですか。

作本主査 FAQに入るか、あるいは今の少なくともこの説明なのか、よくわからないんですけども。

田中委員 この運用目安というのは、誰向けの文章なんですか。

篠田 これは助言委員会……

田中委員 であれば、PPPインフラ事業とか、あるいは海外中小企業スキームというのを具体的に特定して出してもいいんじゃないでしょうか。

作本主査 この紙のなかです。

田中委員 つまり、運用目安というのはあくまで助言委員会を運営していく上でのある種の合意文書なんです、運用ルールを定めた文書であるとするれば、かなり具体的に書き込んでもいいように思うんですね。

篠田 この運用目安というのは、設置要項に基づいてブレイクダウンしてあるものなんです。ここで委員会の業務という中で、協力準備調査について書かれている部分で先ほどの追記がなされたということです。実際に設置要項にどう書いてあるかというと、委員会の業務の中で協力準備調査に対して助言を行うとか、開調に対して本格調査段階において助言を行うと、そういったような文言が並んでおりまして、そこから引っ張ってきているんです。そこに特段、例えば円借款事業、無償資金協力事業と、

そういった形で載っているわけではなくて、協力準備調査という一言でまとめて明記してあるので、そこから説明をとってきていると、そういう関係づけになるんです。

すみません、先ほど作本委員がおっしゃられた海外投融資事業についてなんですけれども、すみません、田中委員の議論と少し外れてしまいますが、JICAが融資に関する案件選択の指針というのをホームページ上で公開しておりまして、その基本的な考え方という中に、開発援助機関であるJICAが有償資金協力として行う開発事業の資金提供というのが、海外投融資事業にあたるというふうに書いてございまして、これはここまでたどり着かないとわからないんですが、そのような形で明記はしてある、外に公開しているものとして明記してあるということです。これは海外投融資案件として満たされるべき事由というのがありまして、そこからリンクを張ってあるものでして、一応、広く公開にはなっておるといふものでございます。すみません、今のは参考情報です。

作本主査 先ほどの田中委員のフローという、また、そこに戻っちゃうんですけれども、なかなか、僕らでさえたどり着いて全体の流れがわかりづらいということは、FAQはここどまりのほうが逆にいいと思いますけれども、助言委員会の中でもなかなか理解にたどり着けない人が多数、出るんじゃないかなということを懸念しているんですけれども。

篠田 そういった意味で、具体的にPPPインフラ事業についてこちらの紙で整理をさせていただいて、一般化した形でこちらの運用目安という形という位置づけになっていまして、こちらで多分、具体的に表現をして、そのエッセンスを抽出したものが運用目安のほうに入っていると、そういう今は位置づけになっているのではないかなというふうに思います。

作本主査 どうでしょうか。今、松下委員から出た話でもあるんですが、今は項目を箇条書きで出していくんでしょうか、あるいは、今、いただいているこの資料のおかしいところとか、気になったところを若干一部のみとか、そういうのを文言修正していくほうが大変でしょうか。今までのやり方と違うんですけれども、今まではこういう形。どっちがいいでしょうね。

田中委員 私はPPPインフラ事業にこれだけ議論したので、取り扱いや考え方を整理したほうがいいと思います。その場合、設置運用の目安、委員会の運用目安というのはあくまで一般的な事項が書いてあるので、ここには具体的に書けないという話ですよね。書かないほうがいいんじゃないかという提案ですか、先ほどの篠田さんは。とすれば、別紙で例えばPPPインフラ事業についての取り扱い、審議の仕方、進め方とか、そういうものをつくるというご提案です。

篠田 この紙、ごめんなさい、いろいろ、今日は配っているんですが。

田中委員 この紙というのは何を指しているのか。

篠田 協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安の改訂について

(修正版) というのが1枚紙で裏表になってございます。これはPPPインフラ事業スキームの整理ペーパーになってございまして、ここに先ほどからパワーポイントで出しているような段階的なものとかというようなことが書いてあって、そういう特性が書いてあると。ここで最終的に取りまとまった運用目安の改訂案が案のままになっていきますけれども、改訂案が運用目安に反映されたという位置づけなんです。

ですので、ここの中に詳しく表現はできるということです。その一方で、運用目安のほうは助言委員会の設置要項をもとにつくってございまして、助言委員会の設置要項は一般的に書いてございまして、その立てつけで引っ張ってきているので、その文言をそのまま使う形になっているので、比較的、シンプルな形になっていると。ただ、ここに至る判断というのはこっちのペーパーというのはこの1枚紙のペーパー、これで表現できるので、ここに例えば案件の熟度がということをよりわかりやすく、PPPインフラ事業では提案型なので、そういう特性を書き込んでわかりやすくすると。

田中委員 誤解していた。このペーパーが運用目安かと思ったら、そうではなくて運用目安というのは別紙であるわけですね。

篠田 そうです。

田中委員 そういうことですね。わかりました。であれば、これのバージョンを変えるといいですか、ニューバージョンにするということでもいいかと思えます。

篠田 ニューバージョンにするにあたって多分、今日、ご議論いただいたいろんな論点を入れていくということで、その論点を今、挙げていただくのが一番よろしいのではないかなというふうに思っております。

作本主査 ありがとうございます。私も同じように理解ができなかったところがあります。そうしますと、これをベースにどういうところを追加していったらいいかという意見を集めることが一番今は……。

篠田 そうやっていただけると我々の作業は非常に楽になるんですけれども、多分、これからの時間でこれを一言一句、読んでいくという話ではないんじゃないかなと思っていて、むしろ、これは実はパワーポイントの中の6枚目、7枚目、ここで表現をコピーでくっつけているんです。多分、ここでいただいたご質問が案件の精度とか、そういったことがよくわからないといったことだったと思いますので、そこを多分、テークノートさせていただいて、こちらの1枚紙の修正に反映させていくことかなというふうに。

作本主査 すみません、そうすると我々が今ここで、時間の関係もありますけれども、作業すべきなのはこれをもう一回、見直すことがいいんですか、あるいは先ほどのこういう項目で箇条書きにしていたほうがいいのか、どっちがいいんでしょうか。先ほど松下委員はどちらかということこちらかなと思ったんですけれども。

篠田 このパワーポイントは、この場でワーキンググループのためにつくったもので、これをまたバージョンアップさせていくということは想定していないんです。で

すので、どちらかという、こっちか、こっちかと言われると、こちらの1枚紙のほうに資する内容のものを今回、出していただけると役に立ちます。

松下委員 今日議論の中で運用目安の改訂についてというペーパーを改定するにあたって、入れ込んでキープ、内容をリストアップしろということです。

作本主査 そういう視点でよろしいですか、皆さん。結局、これに組み込むことになるでしょうけれども。

篠田 申し上げますと、この1枚紙の整理ペーパーに1. の検討課題とございまして、(2)番、想定される調査結果、(3)番、段階別の調査、この二つをそのままコピーしているのがこれなんです。多分、ここにいただいたご意見と議論を反映させていくというのが必要な作業、今後、我々がやるべき作業になってくるんだと思っております。ですので、ここをわかりやすくするというのが今後の作業としてはある。

田中委員 例えば私が言ったフロー図を描いてほしいとか、具体的な特質は何かといたら、(1)に該当するものなんですね、多分。提案型調査というのがまさにPPPの本質で、途中で場合によっては中断することもあると、そういう話なんだ。

篠田 そうです。

田中委員 いいんじゃないでしょうか。そうしたら、1、2、3のあたりを。

作本主査 (1)(2)(3)、ここで提案型であるということと段階別ということとかなり指摘はされているんですね。どうしますか。我々のコメントをもう一回、フォローしながらという必要はありますか。最終的にはこちらに反映させるというか、意見を。

田中委員 篠田さんがご提案してくださったのは、私たちのコメントペーパー、質問を、これは重要だ、これはぜひ取り上げてほしいということだけをしっかり抽出してくれれば、修文のほうは事務局のほうで一回、案をつくっていますので、こういうことですね。

篠田 すみません、一つだけ私が申し上げたところに間違いがございました。(2)(3)をコピーしたと申し上げたんですが、コピーではなかったです。そちらに載っているのはホームページ等なんかで公開している情報を抽出して持ってきてございます。なので、公開文書から一般に広く使われている文言を持ってきたつもりでございます。一方で、こっちのものについては我々が整理するときに抽出した形で書いてございますので、必ずしもここは全く一緒ということはないです。ただし、同じようなことを申し上げているということです。

作本主査 例えばここだと補完的調査というか、どこかに補完型調査というのがありましたね。的よりは型のほうがまだよろしいんじゃないかなと思うんですけども、あと、PPPインフラなので、もう一つ海外何とかスキームですか、これについては今回、ここには全く乗かってこないというか、助言委員会向けにもちょっと寂しいかなという気がするんですね。あるいはそれはFAQでまとめたからいいとしちゃいます

か。

長瀬 中小企業の場合は、スキームの対象になりますということに尽きるんだと思いますが。

作本主査 PPPだけをこちらに今、いろんな意見を盛り込むという形の意見を出す。どうでしょう。こちらの番号の1番から5番までとか、3番までという形でもし自分がかかわるところがあれば、こちらに言ってください、重ねて意見を述べるという形でよろしいですか。では、最初の1番から4番までいただいているコメント、これと内容とが重なるかという形でいきますと、1番目の幅広い洗い出し、これは要らない。2番目の収益性の高い、低い、これも先ほど話をいろいろ聞いていてない。相手国政府との全体調整、これも話を聞いていますから、1から3は全く今のPPPのこっちの紙に反映する必要はないものだと思います。こんな感じでいいですか、例えば今の。

4番からどういたしましょうか。では、4番から6番までの間で、もしこちらで気づいた点。

田中委員 1、2、3のところでは何かいいですか、作本さん側で。

作本主査 これはここに盛り込まなくても、幅広い洗い出しという言葉を使わなくてもいいということで1番は納得していますし、収益性の高い、低いというのは最終的には緊張関係があるということで私は理解できましたので。

長瀬 あるいは、今日、いろいろ議論していただいた中では例えば一番上の作本委員のところで、成熟度という言葉が結局、わかりにくいということがポイントだったと思いますので、それが今日の議論の中で環境社会配慮の情報の抽出くらい、情報の有無ということをご指摘いただいたことだと思います。

松下委員 1番については成熟度についての意味内容を明らかにすること。

作本主査 どこかに成熟度の考え方みたいなのを簡単に。

松下委員 回答に書いてもらっているけれども、このことを引用して、成熟度とは例えば環境社会配慮面において、助言委員会に付議するに足る情報が収集できているか否かみたいなことを。

作本主査 右側の段階別のところに成熟度という言葉はないんですね。いいですかね、(3)のところにも成熟度という言葉が。

長瀬 (1)のところにも成熟度が低い場合というふうにあります。

作本主査 ありますか。では、この関連でこのあたりを入れ込んでいただけたらありがたいと。では、そういうことで1番目の、すみません、私ひっくり返すようで、成熟度といったような用語を定義する場合に、成熟度とはというこれを引っ張って補っていたらいい。

谷本委員 成熟度はいろんな方が指摘しているので、今回も議論になってきちんとしましょうということですから、これは1点目でいいんじゃないですかね。

作本主査 提案型のここに書いてある成熟度が低い場合という、この中に引き寄

せて、なお、成熟度とはというような形で補ってもらおうとか、そんなのでいいですかね。

篠田 ここは私どもに最終的に検討させていただくところだと思うんですが、成熟度、熟度という形は先ほど申し上げたとおり、読み手によっていろんな考え方が惹起されてしまうので、そういう言葉を使わずに、ここで言う成熟度とは環境社会配慮の情報の多寡ですとか、そういった適切な情報の収集だとか、そういったことだと思いますので、そういった文言に置きかえた形で表現するのがいいかなと思っておりますので、そういう形でこっちの整理ペーパーをまとめるということにさせていただければと思います。

田中委員 提案型調査というのは、先ほども言ったようにPPPインフラのある種の本質というか、特質で、民間企業からの提案に基づく民間提案、ここでは民間提案、そういうことですよ。その場合にしかも官民連携だと、それから、あとは場合によっては受け入れ国、相手国での企業連合のようなものも想定しているんだね。結構、幅広いんですよ。

作本主査 民間提案というだけでもぱっと我々もイメージが、理解が届かない部分がありますね。

田中委員 そうなんですよ。多分、そういう話があるんでしょうね、先ほど言ったように。だから、逆に言うと、事業の熟度の進め方が非常に照会が多いというか。

篠田 多岐にわたる。

田中委員 多岐にわたるんだよね。だから、途中で中座することもあるということなんでしょうね。そういうのが内包されていること、だから、案件形成のここでいえば熟度だけでも、情報が少ない場合もあるし、事業の展開が円滑に進まない場合もあるという、そういうことなのかね。

篠田 今、ご指摘いただいたのは多分、(1)番の提案型調査のところでは案件形成の早期段階の事業も含まれ、熟度が低い場合があるということで、ここをかみ砕くと、いろいろな形態が考えられるので、または単純に先方政府の要請に基づいているものではないということですので、その辺をかみ砕いて書くなりするということかと思えます。だから、今、いただいたご意見としては民間提案型調査の特性を明らかにし、説明を行うことと、そういうようなことになろうかと。

田中委員 そういうことになりますね。

私のほうの5番と6番という点、手順フローというか、段階というのは、結局、よく考えてみると(3)の段階別調査というさっきのスコーピング段階で終わるものとか、最後のドラフトファイナルまでいく場合だとか、あの話と絡んでいるんですよ。だから、大きく分けると三つぐらいのケースに入って、通常に段階を追って行ってドラフトファイナルまでいくケースと、それから、途中で終わると。この場合は、結局、以下が点々といってJICAが引き継いで補完調査を行う。多分、そういう整理。そうい

う流れ図を三つですかね、3パターン、準備しておいてもらおうと、どのタイミングでやっているかというのがわかるように思うんだけども、どうだろう。大変かしら、イメージが。

松下委員 5番と6番は趣旨を残しておいて。

田中委員 難しいんです。もちろん、もとの案のこれはわからないわけじゃないんです、説明を聞くとわかるのでわかるんだけども、この場合はだから何か案件形成というか、提案が何度かあって手順を追ってくるわけでしょう、この上段に。そして、スコーピング段階が入り、ドラフトファイナルがあって、ここで助言委員会がかかるわけです。ところが、上の二つは途中のレアケースだと思いますが、スコーピングだけで終わってしまうものもある。そのあとは点々と引き継がれていって、補完型調査でJICAが何かそういう調査をやる場合、ここの場合は助言委員会がしたがってスコーピング段階とDFRの段階でやる。その場合、しかし、後者のほうは場合によってはJICAが行う場合がある。つまり、そういうことですよ。民間企業連携でやると形態が変わって行う場合があるということですよ。そういう流れ図と一緒にになるとわかりやすいなと思いました、段階別調査の意味合いが。

長瀬 流れ図的にはベースにあるのは先ほどご説明した協力準備調査なんですよ。それで、スコーピングとドラフトファイナルがある。

田中委員 これが原則であると、(1)番が原則。

長瀬 多分、そこで段階別というところをうまく説明するんですけども、例えばスコーピングのところまでいって、そこで落ちちゃうものが出てくるとか、あるいはそもそも持ち込まれた段階で、まだまだ、スコーピングまで持っていけるだけの情報が足りないものということが出てくる。だから、多分、三つを並べるんじゃなくて一つを置いておいて、少し補足説明を加えるようなイメージになるのかもしれませんが、個人的な意見ですけども。

田中委員 この図を工夫してくださればいいのかもしれない。

篠田 実は、今、おっしゃられたところは、整理ペーパー、1枚紙の裏側になっている上記2点目について、委員会がスコーピング案について助言を行う時期は、以下の3ケースが整理されるという文言で書いてあるんです。その下を読んでいくと、別添2参照と書いてあるのが実は、今日、つけなかったんですけども、別添2がこれなんです。わかりづらいなと思って、こういう別添が実はついております。ケース1というのはスコーピング案を策定し、ステークホルダーミーティングを実施する場合は、いろいろ、オレンジとかで書いてありますけれども、このように各自でやりますと、ケース3というのは一番最初で中断になってしまう1段目の調査でスコーピング案策定に当たらない場合と、こういう、一応、段階分けはしておるんですけども。

田中委員 これでわかればいいですよ。趣旨はこういうことですよ。1、2、3で。

篠田 ここをもう一回、見直してみて、いただいたご意見も含めて反映させてわか

りやすくというところを観点に、これをベースに一回、助言委員会でもご説明を申し上げたところですので、わかりやすくなるように検討いたします。

田中委員 お願いします。それでいいと思います。では、私のほうは、5番、6番はそれでいいと思います。

作本主査 それでは、谷本委員のほうはどうでしょうか。

谷本委員 熟度のところをきちんと先ほどコメントがありましたということで、こういうふうにしましょうと、その方向でまとめていただいたら。補完的調査のところは言葉をきちんと補完型ですか、括弧の中に入れるなり、きちんとした言葉にするということで先ほど結着したと思います。

田中委員 補完的調査という、この位置づけが明確になればいいと思います。

作本主査 次に早瀬委員のこれが成熟度、さっきのですね。

田中委員 開催しない場合もあるというのが誤解を招きそうなので。

作本主査 説明の方法ですね。11番までよろしいですかね。

田中委員 12、13もそうですね。段階別の話なんですよ。本来は行わない場合もあるというのがわかりにくいので、こちらのもともとのスライドですよ。開催しない場合もある。

作本主査 開催しない場合もあるとなると原則はどっちなんだと。

谷本委員 ケースなんじゃないんですか、段階別よりも先ほどの図にあったような。

田中委員 ケースによるとは。ケースによってはということ、第2、第3のケースによっては。結局、補完調査をして、いずれドラフトファイナルでもやるんですよ、助言委員会をやるんだね。だから、助言委員会を行わない場合もあるというよりは、助言委員会は行うだけけれども、時期がずれているとか。

14番の私の補完的というのはいいいと思います。先ほどの説明でわかりましたので結構です。

作本主査 今、10番まできて、11番、これもよろしいですね。13番は。

田中委員 13、14番はいいです。

作本主査 15も部分的にのみ、これも表現だけで、あと、16番は同じ、17番も同じです、部分的のみの言葉にかかわっているだけです。

18番、谷本委員、いかがでしょうか。

谷本委員 これは先ほどの表をつけるのならきちんと説明書きを委員会用と一般用というようにやっていただければ、それから、順番をちゃんと変えてくださいと。一番オーソドックスなケース、それから、特例のケースとしていただければ、それでいいと思います。

作本主査 18、19。19もよろしいですか。

谷本委員 はい、いいです。

作本主査 ありがとうございます。

では、20番、熟度は先ほどの冒頭で米印でも何でもちょっと補足していただくと、あと、21番。

田中委員 21、いいです。これはオーケーです。ここまでがPPPですね。

作本主査 22番、これはいいですね。概要の言葉用語。今のこの概要という言葉を目的に変えるとか、そういうことはできると。もう変えない。

篠田 ぜひに変えてくださいということであれば変えますが、これを精緻化させるというのはあまり想定はしていない。

田中委員 先ほどこの海外展開スキームについての取り扱いをどうするかという議論がありまして、今回の資料でいきますとスライド10の話と11ですかね、つまり、中小企業案件で案件化調査と普及・実証事業については、一応、ガイドラインを適用する。しかし、カテゴリAではないので実際には助言委員会等を開くというまでには及ばないけれども、環境社会配慮の確認をする、基礎調査についてはガイドラインの適用外だと。これは重要な情報だと思うんですね。だから、これは残しておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。だから、どういう形で残すか、前の10という、要するに三つのスキームがあるというのと、それから、その中の取り扱いですよ。この考え方を整理しておいて助言委員会の確認としてペーパーにしておいたらどうでしょうか。

作本主査 助かると思いますね。

田中委員 後からどこでそんな議論があったなんてことがないようにどうでしょうか。

作本主査 今の流れでいけば中小企業連携という、これもすんなり理解できますものね。

田中委員 このペーパーの次になるのか、わかりませんが、補足で。

作本主査 順番はいいですか。順番を置きかえるとか、この三つの。

田中委員 この順番には何か意味があるんですか。

作本主査 案件化が1番とかって。

篠田 ありません。

谷本委員 では、基礎調査から。

作本主査 基礎調査が入門でという形で、1から3にならっていくと。

宮崎 この紙に……。

田中委員 だから、この紙がいいのか、つまり、PPPインフラとしての扱いがまずあると、その後ろにつくのか、別紙で中小企業スキームというのをつくるかどうかわかりませんが、何かつまり助言委員会の運用にあたって、こういうことを確認しておるということを形にしておいたほうがいいんじゃないかということですが。

長瀬 主要な論点として今まで毎回、まとめていますよね。そういった形でまず、一旦、まとめさせていただいて、それで、この紙は時間をかけて我々のほうで直しま

すので。

田中委員 そのような形で、それがいいと思います。

作本主査 順番を変えたらいいんじゃないですかといった形での。

田中委員 私の希望は、だから、何らかの形でペーパーに残しておいたほうがいいので、先ほど落としたらどうかという話があったような気がしたものですから。

作本主査 ありがとうございます。

それでは、23番、谷本委員のここもよろしいですか。

谷本委員 とれるものなら基礎調査のところとの事業計画立案をとっていただいたらいいので、また、それはお任せします。

作本主査 24番も中小企業連携という、これも意味がわかりましたから、これも無用な質問だったのでとります。

25番、反映させる必要はないという意味ですね、こっちにね。25番あたりからまたいかがでしょうか。

田中委員 こちらあたりはあまりこだわりません。

作本主査 あまりこだわるあれではないですかね、整理されているので。さっきの三つを並べることでかなり。

田中委員 いいと思います。反映していただかなくても構いません。

作本主査 25、26、中小企業関係の27、28、ここまでは、29はさっきのFAQの書き方にかかわるところだからいいですね。29も一応なし。日比さんの民間企業で実施する。これもここで中小企業ということで整理されたからよろしいですね。1、2、3で並べかえていただいて、先ほどのようなわかりやすい説明があれば、皆さんの誤解は消えると思います。

30番からのところに入りたいと思います。

松下委員 26から28ですが、ここで議論を聞いていけば、中小企業海外展開支援スキームとか基礎調査が環境社会配慮の対象とならないことはよくわかるんですが、その理由はちゃんと書いたほうがいいですね。

作本主査 そうですね。このところはむしろ力強くというか、繰り返しを恐れずに書いておくほうがいいですね。

松下委員 それは必ず残しておくことが望ましい。中小企業であつてもちゃんと社会配慮をしっかりとやるべきとの議論が出るので、もともと、そういうものは例えばカテゴリAはないとか、あるいは基礎調査は調査だけだから環境影響は想定されないとか、そういうことはどこかに明示しておくほうがよい。

作本主査 このところはわかりやすい言葉でぜひよろしくをお願いします。例えばこれを誰が読んでも企業と一緒にやるから、環境配慮をどの程度やるんだろうと疑問をみんな持つところですね。

篠田 では、それはわかりやすく論点に残すということで。

作本主査 わかりやすい表現で、難しい詳細よりはむしろわかりやすい。

松下委員 そうですね、論点として助言委員のメンバーがちゃんと理解できるように。

作本主査 ありがとうございます。

それでは、30番からの最後の四つ。

谷本委員 これはいいので、済んでいます。

作本主査 31番、塩田さん。

谷本委員 省略せずにといいいんじゃないですか。

作本主査 これはフルで書き込んでくださいということね。これは文章で、あと、32番、これはさっきの熟度や精度に応じた確認という文言は適切……。

谷本委員 これも文言の話ですから。

作本主査 最後の33番、タイトルとの整合、これも既に伝わったということで、よろしいですか、今のメッセージじゃないけれども、強調点みたいなのは、もし、何か皆さんのほうで確認されることがあればどうぞご質問されたりしてください。

篠田 今、いただいた意見は全部を論点に残すかどうかはまた検討しますけれども、7点いただいたかなと思うんですが、まず、成熟度とはということ、そこは適切な表現等で書き加えることと、表現するということです。あと、民間提案型調査の特性なり、特徴、また、官民連携と、そういったところをしっかり明記をしてわかりやすくということ、その次が田中委員がおっしゃられたフローのほう、流れ図というところはパワーポイントのところをわかりやすくさせていただくということ、あと、補完的調査、これは補完する調査なり、補完型調査なり、わかりやすく、ここも表現をすること、あとは段階的というような話、2段階とかありましたが、これはケース、場合ということなので、そこは修正すると。あと、PPP F/Sですが、基本的にはドラファイまでいくというのがオーソドックスなケースで、途中で中止になってしまうのは例外的ケースなのでわかりやすい順番で、それをわかるように表現をしてやるということ。

作本主査 順番をわかりやすくということと、途中でさっき腰砕け、そこはイメージが……。

篠田 それは使わないということですがけれども。

作本主査 使わないけれども、途中で中座、中断するなんていうことがあるという予測を伝えておくと。

篠田 なので、そういった説明をわかりやすく。

谷本委員 この図が一番いいと思いますよ。

作本主査 さっきのこれはいいですよ、1、2、3の。

篠田 それ以外は中小企業関係のところに入りますと、各スキームのガイドラインに適用するかしないかということ、それを説明にしっかり残すということ、基礎調査、案件化調査、普及・実証と、この順番に熟度というとあれですが、に合わせて形

で順番に残すということにすること、あと、カテゴリAはやらないという点、基礎調査はガイドラインの対象外という点を論点としてしっかり残して、助言委員会としてちゃんと議論したというところを残すと、この点が今、残っているかなというふうに思います。

谷本委員 最後に、すみません、一つ協力準備調査というのはPPPインフラだけに使うんですか。ほかでも使っていますか。

篠田 ほかでも使っています。

谷本委員 ほかでも使っている。そうすると、ここのところは括弧で入れるほうがいい。それをさっきから悩んでいたんです、どうなんだろうと。1の検討事項ぐらいのところには入っているんです。運用のところは入っていないので、それで、ガイドラインをつらつら見てほかにはあるのかなと、協力準備調査というのは。

長瀬 協力準備調査ですから円借款をつくり上げるためのものもありますし、無償資金協力をつくり上げるためのものもありますし。

谷本委員 それは特定のスキーム名はつけていない。

長瀬 特に今はつけていないです。

谷本委員 つけていなくて広く一般的に使う。

長瀬 協力準備調査は広く使います。これはこのペーパーのためだけに、ここに括弧をつけてやっているだけでございます。

田中委員 今、谷本委員がおっしゃられたタイトル。だから、このペーパーは協力準備調査一般ではなくて、協力準備調査の中のPPPインフラ事業で取り扱う場合の要点であるということを行ったほうがいいんじゃないかという意見ですよ。

篠田 ただ、ここの最終的な目的、このペーパーの目的は前回、取りまとめたとき、運用目安の改訂を整理したペーパーになっていて、運用目安にどのように書いてあるかということ、協力準備調査ということで一つまとめられているんです。なので、協力準備調査（PPPインフラ）という形で特出しになっているわけではなくて、ですので、ここでもしPPPインフラ事業の一要素を加えたとしたら、協力準備調査を一般化した中で表現をする必要があったので、タイトルは協力準備調査に関する、その部分を改訂しますよという題名にしてあるんです。

松下委員 タイトルはこのままにしておいて、最初の検討課題1番のところに書き出しを協力準備調査（PPPインフラ事業）とせずに、協力準備調査のうちPPPインフラ事業スキームにおいてはというふうに。

篠田 そういう形にさせていただくと、多分、設置要項と目安との整合性がとれるということになります。

田中委員 今のその提案でいい。細かく言えば、僕は（PPPインフラ事業）とタイトルをつけておいてもいいと思ったんですよ。というのは、この検討課題のところに設置要項に係る協力事業（PPPインフラ事業）についてはというふうにやれば、つま

り、協力準備調査のこのものについての文書がこれだということを明記する意味ではね、どちらでもいいです、ご提案のものでも全然構いません。

篠田 趣旨はわかりました。いずれにしても多分、整合をとることが大事なのかなと思いますので、そういうような形にしておきます。

田中委員 お願いします。結構です。

作本主査 ありがとうございます。では、今のように形式はあるでしょうが、組織だから継続性もあるし、これでPPPと、あと、今回の中小企業スキームも一通り入ったということでもよろしいですね。ありがとうございます。何かこれでよろしいですか、委員の皆さん。

では、何か事務局から追加的なものがあれば、スケジュールを含めて。

長瀬 10月には全体会合ですので、10月の全体会合は6日ですので、私どものほうで今のFAQのリバイスは非常に簡単で、主要論点の整理のところも、今日、整理をつけていただいたので非常に簡単にできるかと思えますけれども、それをつくった上で皆様にまず流させていただきます。そこで少し議論していただく、あまり今回はないかもしれないですけれども、一応、主査のほうに整理していただいて、もし直す必要がさらにあるのだったら、それを受けて我々のほうで作業するという形でやって、並行しつつ、この紙をどういうふうにわかりやすく仕立てればいいのかということは、我々のほうでやらせていただきたいと思います。

作本主査 FAQについての削除のことだけは、言う必要があるんですね、一応。言う必要はないんですか。こちらでつくられているFAQということならば。

篠田 これはもともと入っていないんですね。

長瀬 もともとFAQはなかった。

作本主査 なかったんですね。今回の事務局の案文ですね。では、それはもう。

篠田 多分、次回全体会合では、今、お出しいただいた点をわかりやすく説明しないと混乱しちゃうと思うので、多分、このペーパーにいただいたエッセンスを入れて、非常に概要をしっかりとわかりやすく説明をしてご納得いただいて、その上で、こういったものをもう一回、説明させていただくという流れが一番わかりやすいかなと思います。1ヵ月ぐらい時間はございますので、なるべく早くまずは、今、長瀬が言ったようなものをお出しさせていただいて、最終的に確定させていくということをしていただければと思います。

田中委員 今日のこれをやると、また時間がかかるんじゃないかと思うんだね。だから、先ほど七つか八つの論点に整理してくださったので、そういうことについてどう考えるというふうに回答だけつくってもらってもいいのかもしれない。

作本主査 当日、配る資料ですか、助言委員会の。

田中委員 あるいはその中の代表的な意見として、こんな例があったというのを紹介して下さっても、今回のように質問と回答を、質問の意図を読むと質問を出した

人は自分の頭で考えているんだけど、ほかの人が質問の意図を理解するのに、こういうペーパーをまた読まなくてはいけないんだな。

篠田 論点として、今、七つなり、八つなりをいただいたのをほかの方が見てもわかるように取りまとめて、それを中心にご説明すると。

田中委員 そうしたほうがいいんじゃないでしょうか。どうですか。また、ここまです戻っていったら大変だと思う。

谷本委員 それこそまた。

田中委員 紛糾しちゃう。

篠田 なので、八つの論点を我々のほうで一回、咀嚼させていただいて皆さんに見ていただいて、一般の方が見てもわかるようになっていのかどうか見ていただいて、それで確定させるという流れをメール審議でさせていただければ。

田中委員 このたたき台を出すかどうかだね。ここまでやっちゃうかどうか。

谷本委員 それはいいと思います。事務局のほうで作業を進めていただいて。

田中委員 わかりました。どこかでこれをとらなくてはいけないから、今回、たたき台でも出しておいて、さらに意見をもらって、また最終確定という2段階でもいいかなと思ったものですから。作業が間に合えばたたき台でもいいから、そういう論点に対して改訂バージョンを一応、つくってみたので見ておいてくださいということにして、議論をもらって、前回みたいに、それで次の段階で確定というふうに持っていけばいいんじゃないでしょうか。

篠田 わかりました。では、そのように。

作本主査 先ほども七つですか、あのポイントを中心にぼつぼつでも構わないし、そういった形でよろしく願います。

では、今日は今、5時ですけども、皆様、長い間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時00分閉会